

「(仮称)ずっと元気な山口プラン」について (次期山口市総合計画)

- ・ まちづくりの状況（安全安心・環境・都市分野）

【目 次】

I 第2回山口市総合計画策定協議会以降の状況

- 1 山口市総合計画策定本部における検討の状況
 - (1) 第1回山口市総合計画策定協議会を踏まえた検討の方向性 4
 - (2) 第2回山口市総合計画策定協議会を踏まえた検討の方向性 6
- 2 次期総合計画策定に関する山口市議会一般質問 8
- 3 市民参画による策定体制の状況
 - (1) 「みんなでつくる未来懇話会」の実施状況 9

II まちづくりの状況

- 1 「安全安心・環境・都市」分野
 - (1) 政策の位置づけ 1 1
 - (2) 施策体系 1 2
 - (3) 安全な水道水の安定供給 1 3
 - (4) 適切な汚水処理による水環境の保全 1 9
 - (5) コンパクトで暮らしやすいまちづくり 2 3
 - (6) 快適な道路交通網の構築 3 9

III 今後の予定

- 1 今後の議事内容について 4 8
- 2 次期総合計画策定のスケジュール 4 9

I 第2回山口市総合計画策定協議会以降の状況

1 山口市総合計画策定本部における検討の状況

(1) 第1回山口市総合計画策定協議会を踏まえた検討の方向性

第1回山口市総合計画策定協議会における御意見等

「人口減少」や「高齢化」を踏まえた 持続可能なまちづくりが共通のテーマ

人口減少時代に備えた本市のまちづくり

活力と魅力にあふれた選ばれる県都づくり

『広域県央中核都市づくり』

山口・小郡両都市核を中心に
高次都市機能を集積・強化

山口都市核

長い歴史の中で積み重ねてきた行政、
文化、教育、商業、観光等の都市機能や
既存ストックを更に高めるまちづくり

小郡都市核

県の玄関にふさわしい交通結節やアクセス
機能の強化を図り、新たな交流や広域的な
経済の拠点としての都市空間を形成

第二次山口市総合計画期間（平成30年度～令和9年度）

住み慣れた地域で
安心して住み続けられる地域づくり

『個性と安心の21地域づくり』

地域交流センターを中心に
生活関連機能を維持・集積

2つの核（都市拠点）や各地域（地域拠点）を結ぶ
コンパクト＋ネットワークのまちづくり



＜目指すべき都市構造等＞

(参考) 第二次総合計画では以下のように定義
「重層的コンパクトシティ～好影響・好循環のまち～」

前ページの方向性を踏まえた新たなものを設定する予定

(キーワード) 2つの都市核や各拠点の特性・役割、ネットワーク・つながり、連携・補完 など

(「将来都市像」は別途お示ししていく予定です)

① 魅力と活力を牽引する都市拠点づくり

- ・ 山口・小郡両都市核の特性(役割)を更に際立たせる取組推進
 - ▶ 山口都市核：歴史・文化などの個性が際立つまちづくり (パークロード一帯の文化教育施設の連携強化 など)
 - ▶ 小郡都市核：ビジネス交流拠点としての機能強化 (新山口駅南口の西側一帯における市街地拡大の検討 など)
- ・ 都市核を支える周辺エリアの新たな都市機能整備や土地利用の検討
 - ▶ 農業試験場跡地の利活用、南部10,000人構想のプロジェクト展開 など

② 持続可能で個性豊かな地域拠点づくり

- ・ 地域拠点へ集約する日常生活に必要な生活関連サービスの維持
- ・ 生活関連サービスにおける地域の実情に応じた官民の役割分担の整理
- ・ 地域への愛着・誇りを支える取組推進

③ 拠点等をつなぐネットワークづくり

- ・ 時間距離短縮・生産性向上につながる道路ネットワーク等の形成
- ・ ネットワーク化を前提とした公共施設の最適化や人材の適正配置

(2) 第2回山口市総合計画策定協議会を踏まえた検討の方向性

会議録はこちら

第2回山口市総合計画策定協議会における主な発言概要



以下は、委員発言の中から主な論点を抽出・整理したものです
(恣意的な抽出を避けるため、会議録をもとにAIにより機械的に整理)

- ・ 福祉の対象と見られることに抵抗があり、相談しにくい人もいる。市が目指す社会を、誰もが受け止めやすい柔らかな言葉で示せるとよい。
- ・ 専門職だけでなく、住民や民生委員が身近な困り事に気づき、専門職につなぐことが大切である。また、計画の言葉は分かりやすさが重要だが、「地域」のような身近な言葉も人によって捉え方が異なることに注意が必要である。
- ・ 「ふくまる相談室」の案内をきっかけに、高齢者が専門職の支援につながった。制度の対象でなくても困っている人はおり、身近な場所での案内や、周囲からの声かけが大切である。紙の情報も、日常的に立ち寄る場所で届ける必要がある。
- ・ 「とりこぼさない」という視点を次期計画に盛り込んでほしい。制度や仕組みが市民に伝わるよう、横文字に頼りすぎず、分かりやすい言葉を用いることが大切である。
- ・ 災害時には、福祉や教育などの分野を越えた対応が求められる。仕組みを整えるだけでなく、実際に連携して支援できる体制をつくることが重要である。
- ・ 地域の人をつながりだけで、支援を必要とする人をすべて把握するのは難しい。デジタルを活用し、見守りや、必要な制度を本人に知らせる仕組みを考えられないか。
- ・ 高齢者の安否確認にはセンサーやQRコードを活用できる。新聞配達などの生活関連事業者が異変に気づいて連絡する仕組みも含め、見守りの方法を組み合わせることが大切である。
- ・ 妊娠期から子育て家庭が地域とつながり、支援を必要とする人を取りこぼさない仕組みが必要である。対面での関わりとデジタルの活用を組み合わせることも考えられる。
- ・ 相手に伝わる言葉を選ぶとともに、幼い子どもや障がいのある人を含め、多様な当事者の声を聞き、教育や暮らしの環境づくりに生かしてほしい。

第2回山口市総合計画策定協議会における御意見等

- 従来の福祉制度は児童、高齢、障がい、生活困窮などの分野別に法律・窓口が縦割り化されてきたが、複合的な課題を抱える家庭等をとりこぼしなく救う仕組みが必要
- 福祉は防災や教育、移動や買い物など、地域社会の営みや暮らしと密接に関わるものであり、切り離さず一体的に考えていく必要

どこに相談すればよいか分からない
何を相談すればよいか分からない
支援が必要であることに気付いていない
ケースも

福祉分野に限らず、
支援が必要でありながら相談につながつていない方を
どのように把握し、支援につなげていくか

検討の方向性（案）

地域の中で人と人がつながり、異変や困りごとに気付き、必要な支援につなげる仕組み

- ①多世代が日常的に集う身近な地域拠点づくり
- ②自然な見守りにつながる地域コミュニティづくり
- ③必要な人に届く情報提供と早期把握

2 次期総合計画策定に関する山口市議会一般質問（令和8年第4回定例会）

質問

人口減少が本格化する中、次期総合計画において農山村エリアをどのように位置付け、地域の担い手や働く場の確保、移住・定住の促進、地域福祉や包括的な支援、暮らしを支える機能の確保、さらには、官民が連携した地域交流センターや総合支所等の地域拠点づくりを、どのように進めていく考えか。

答弁

農山村エリアは、都市部に先行して本格的な人口減少・高齢社会を迎えており、集落機能の維持や農地・森林の保全、地域コミュニティの継承、日常の移動や買い物など地域生活を支える社会基盤をいかに維持していくかが大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、次期総合計画では、人口減少が一定程度進む中であっても、農山村エリアにおける持続可能な地域づくりの実現を重要な政策課題の一つとして位置付けたいと考えています。

暮らし、産業、福祉、教育、コミュニティなどを一体的に捉え、持続可能な地域社会を再構築していく観点から、大きく3つの視点から検討を進めています。

1点目は、地域拠点に必要な機能を集約し、日常生活に必要なサービスを持続可能な形で確保していく方向性です。具体的には、地域交流センターや小学校などを中心とした徒歩や身近な移動手段で移動できる範囲に、住宅の誘導や居住の集積を図るとともに、総合支所や地域交流センター等に日常生活に必要な機能を集約し、利便性と持続可能性を高めていく取組です。また、今後更新時期を迎える地域交流センター等については、例えば、学校施設との併設・複合化なども含め、子どもから高齢者まで多世代が集い、見守りあい、学びあう新たな社会教育複合コミュニティ拠点の創出にもつながる方向性を検討します。

2点目は、地域の実情に応じて行政、民間、地域の役割分担を再構築・融合し、必要な機能を組み合わせながら、地域を支える新たなサービス提供体制を構築していく方向性です。人口減少や高齢化が進み、地域課題が多様化・複雑化する中において、行政サービス、地域医療、福祉、地域包括支援、金融、買物支援、地域公共交通など、暮らしを支える様々な機能を個別に捉えるのではなく、地域の実情に応じて相互に担い手や役割を連携・融合させる視点が重要になっていくと考えています。

行政が担うべき地域においては行政がその役割を果たし、民間事業者や地域団体等がその強みを生かして担うことのできる地域においては、行政が連携・支援しながらその力を最大限に生かすなど、担い手や提供方法を柔軟に組み合わせることで、地域に必要な生活サービスを将来にわたって確保していく仕組みへと再構築していくことが必要であると考えています。

また、総合支所、地域交流センター、分館といった公共施設の活用も検討し、新たな公民複合型の地域拠点づくりについても、モデル地域を選定し、実証的な取組を通じて検証していきます。加えて、社会福祉協議会をはじめ、診療所、薬局、金融機関、交通事業者、地域住民の皆様と行政が連携し、地域交流センター等を拠点とした重層的な支援体制を構築することで、「何か困ったときには、まず身近な地域交流センターへ行けば安心だ」と思ってもらえるような総合的な相談・支援のあり方についても、まずは農山村エリアで検証・展開していきたいと考えています。

3点目は、農山村エリアでの生活を支える産業の振興という方向性です。持続可能な地域づくりのためには、生活サービスの確保に加え、地域に仕事があり、所得が生まれ、地域経済が循環することが重要です。このため、本市の基幹産業である農林水産業の生産力・収益力の向上を図るとともに、道の駅等を活用した販売や加工、地域資源を活かした新たな商品やサービスの創出、観光交流の拡大などを通じて、地域内で新たな仕事や所得を生み出す取組を進める方向で検討しています。

3 市民参画による策定体制の状況

(1) 「みんなでつくる未来懇話会」の実施状況

① 大学生・市若手職員

開催日時：令和8年8月27日（木） 13:30～17:00

対象：大学生・市若手職員

実施内容：山口市での「住む・学ぶ・働く」の中で感じていることや、将来への期待・課題について、「グラフィックレコーディング（※）」の手法を用いながら意見交換を実施

参加人数：24名

（※）グラフィックレコーディングは、会議等で出された意見やアイデアをリアルタイムにわかりやすいイラストでまとめる手法・技術

「理想の山口市」の実現に向けて大切だと思うこと
として挙げられた主なキーワード

暮らし・ゆとり	暮らしやすさ／一人の時間／ゆとり
仕事・働き方	働く場／仕事の選択肢／ワーク・ライフ・バランス
子育て	子育てしやすさ／教育／家族
楽しみ・つながり	趣味／娯楽／地域・多世代交流
移住・定住	若者の定住／外から来た人も暮らしやすい



今後、市内21地域において、若者・子育て世代の方を対象にした未来懇話会を順次実施

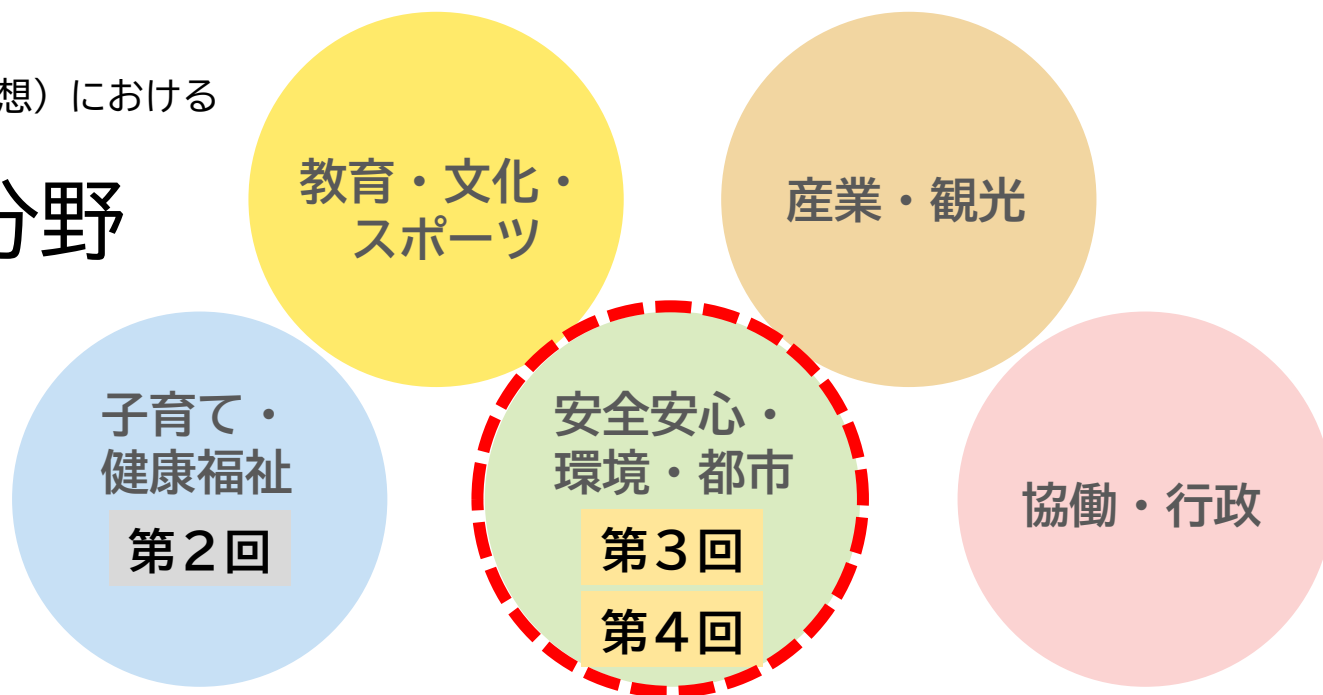
Ⅱ まちづくりの状況

1 「安全安心・環境・都市」分野

(1) 政策の位置づけ

第二次山口市総合計画（基本構想）における

5つの政策分野



都市政策の柱

個性と安心の21地域づくり

第4回

広域県央中核都市づくり

(2) 施策体系

政策グループ3

安全安心で 快適に暮らせるまち **「安全安心・環境・都市」**

- | | |
|-------|---------------------|
| 施策3－1 | 防災対策の充実 |
| 施策3－2 | 消防・救急体制の充実 |
| 施策3－3 | 交通安全の推進と防犯体制の充実 |
| 施策3－4 | 安全な水道水の安定供給 |
| 施策3－5 | 適切な汚水処理による水環境の保全 |
| 施策3－6 | 自然環境の保全と衛生的な生活環境の維持 |
| 施策3－7 | コンパクトで暮らしやすいまちづくり |
| 施策3－8 | 快適な道路交通網の構築 |
| 施策3－9 | 持続可能な公共交通の構築 |

(3) 安全な水道水の安定供給

施策3-4

① 成果指標の状況

施策3-4 安全な水道水の安定供給

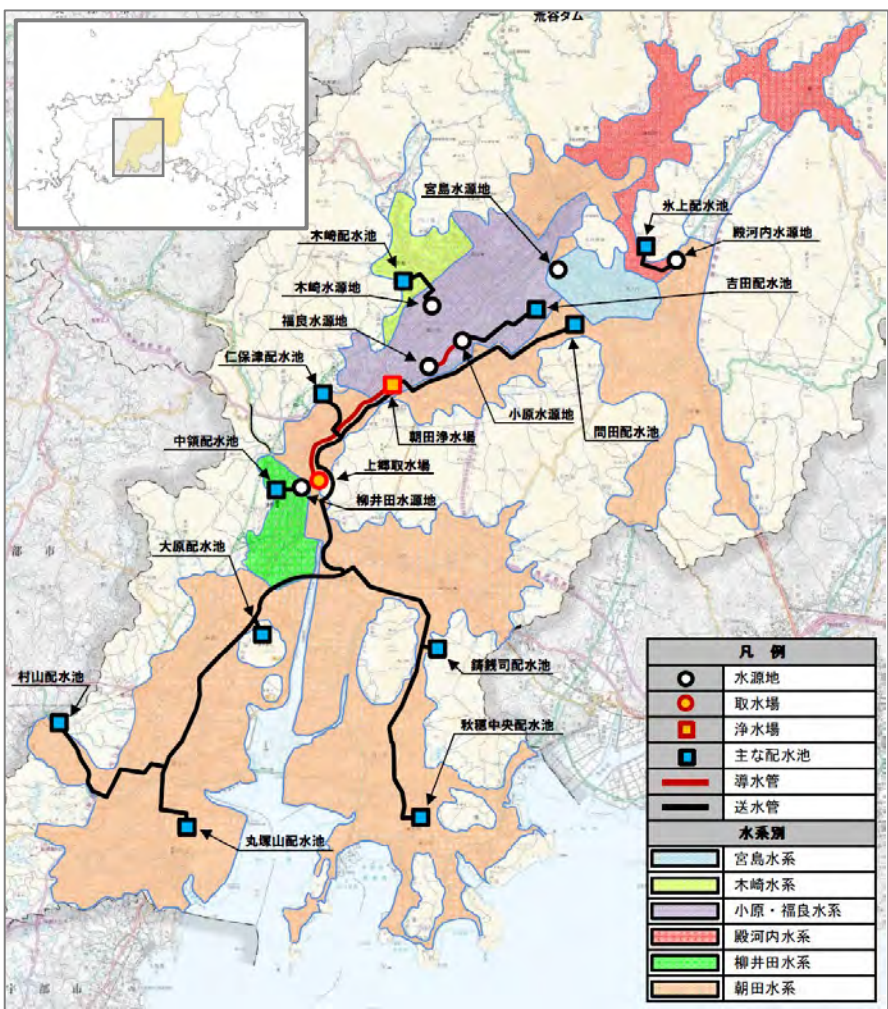
施 策		成果指標名	単位	基準値	実績値 (R5)	実績値 (R6)	実績値 (R7)	目標値 (R9)
基本事業								
安全な水道水の安定供給		水道水を飲用している市民の割合	%	63.7	65.2	67.7	68.0	60以上
1	水道水の安定供給	経常収支比率	%	116.2	102.8	103.4	109.6	100以上

② 後期基本計画期間における主な取組

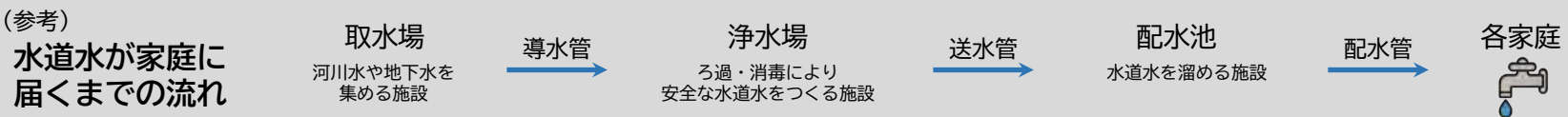
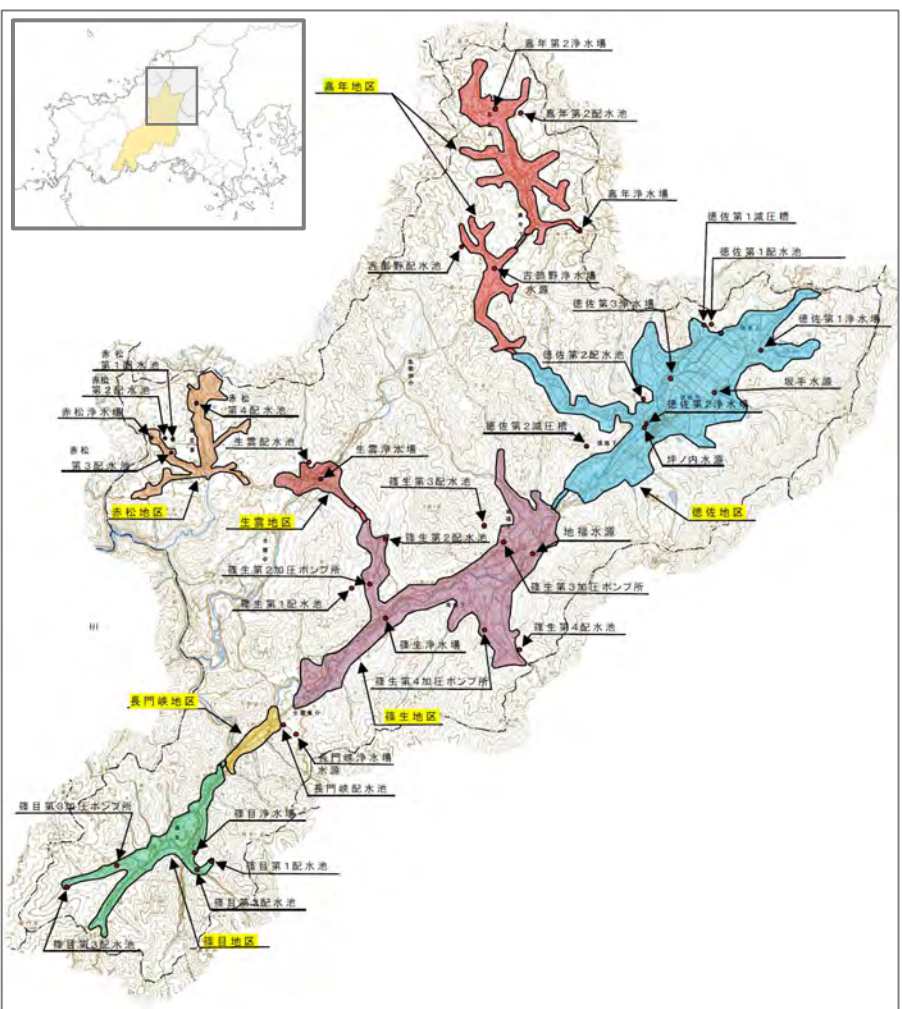
- 水道水の安定供給
 - ・ 水道施設の耐震化
 - ・ 老朽化した水道管の計画的な更新
 - ・ 簡易水道施設の計画的な更新
 - ・ 持続可能な水道事業運営の推進

③ 水道事業・簡易水道事業の給水区域

ア 水道事業（山口、小郡、秋穂、阿知須地域へ給水）



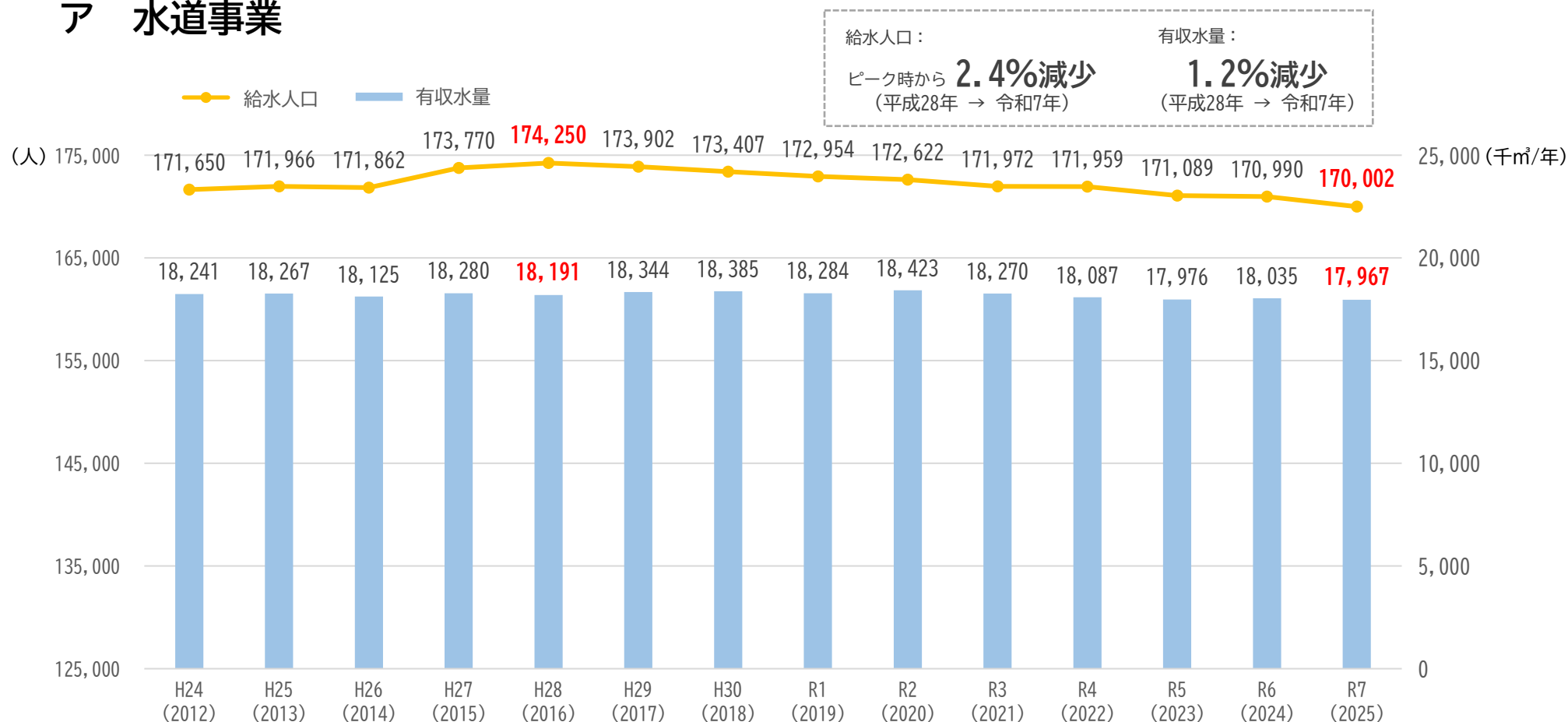
イ 簡易水道事業（阿東地域へ給水）



④ 給水人口※1と有収水量※2の推移

※1 給水区域内に居住し、水道サービスの提供を受けている人の数
 ※2 各家庭や事業所等で使われた水量（料金算定の対象となる水量）

ア 水道事業



資料：山口市水道整備課

- ・人口が減少する中、これまで取り組んできた企業誘致等による新たな水需要が、有収水量の維持、持続可能な水道経営に一定程度寄与しているものと考えられる

(参考) 水需要と給水収益の状況

- 水道事業は、地方公営企業法に基づき、利用料金収入を主な財源とする独立採算を原則として運営

令和6年度実績

※ 水道を使用した利用者からの水道料金収入の合計

給水人口	170,990人
有収水量	18,035千 m^3
給水収益※	3,075,449千円
給水人口1人当たり年間有収水量	105.5 m^3
1人当たり給水収益 (給水収益/給水人口)	17,986円

資料：令和6年度山口市水道事業会計決算書を基に企画経営課作成

給水人口が5,000人減少すると、
単純計算で約9千万円／年の収益減が見込まれる



人口減少に伴う水需要や料金収入の減少は、
将来的な水道料金の上昇につながる可能性がある

製造業の1事業所当たり水使用量

業種	1事業所当たり
製造業全体	495 m^3 / 日
化学工業	2,143 m^3 / 日
食料品製造業	286 m^3 / 日
自動車・同附属品	185 m^3 / 日

資料：2024年経済構造実態調査 製造業事業所調査

- ・従業員30人以上の事業所
- ・水使用量は工業用水道・上水道・井戸水・その他の淡水の合計

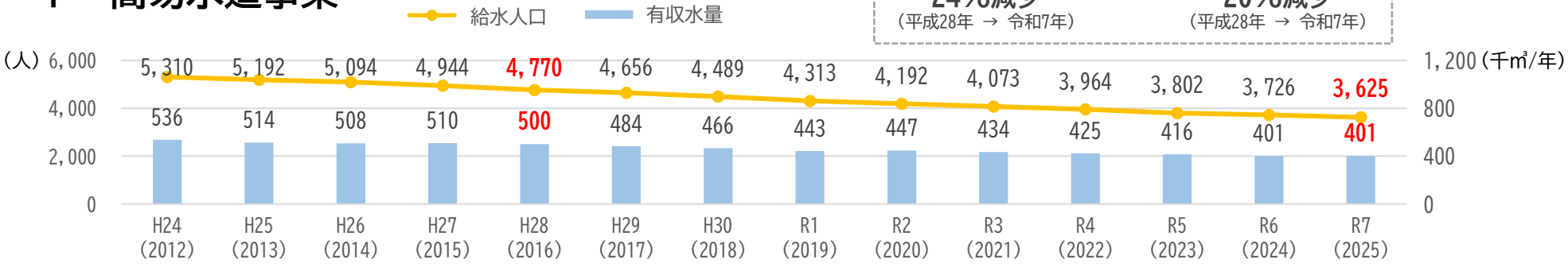
(例) 食料品製造業1事業所の水使用量を人口に換算すると…

286 m^3 / 日 → 年間104,390 m^3

Ⅱ

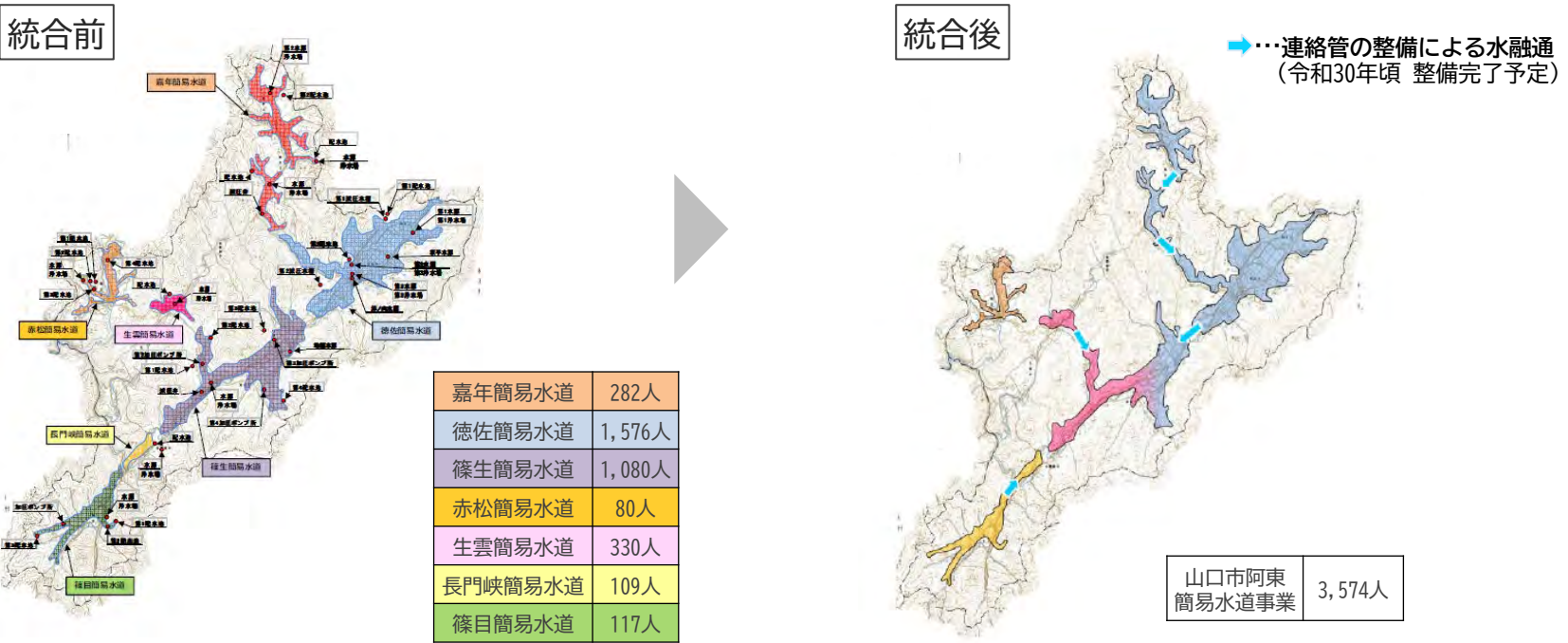
約1,000人分に相当

イ 簡易水道事業



● 簡易水道事業の統合

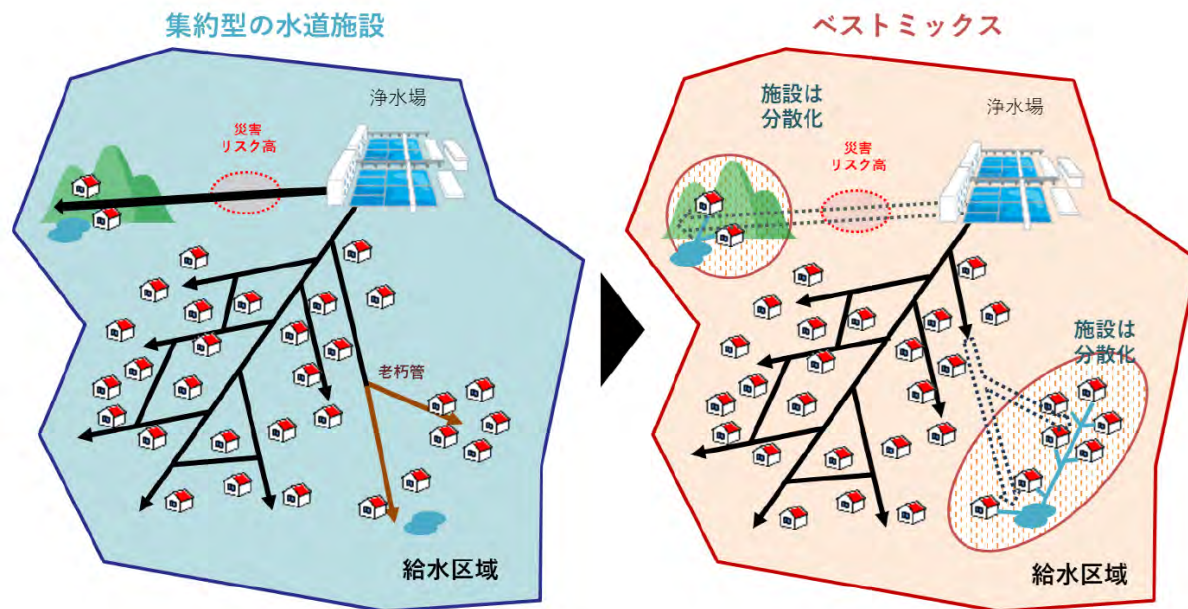
- 令和7年4月に、阿東地域の7つの簡易水道事業を「山口市阿東簡易水道事業」として1事業に統合
- 各簡易水道区域ごとに完結していた給水体制を見直し、連絡管の整備による水融通を可能とすることで、施設の統廃合や効率的な運営を推進



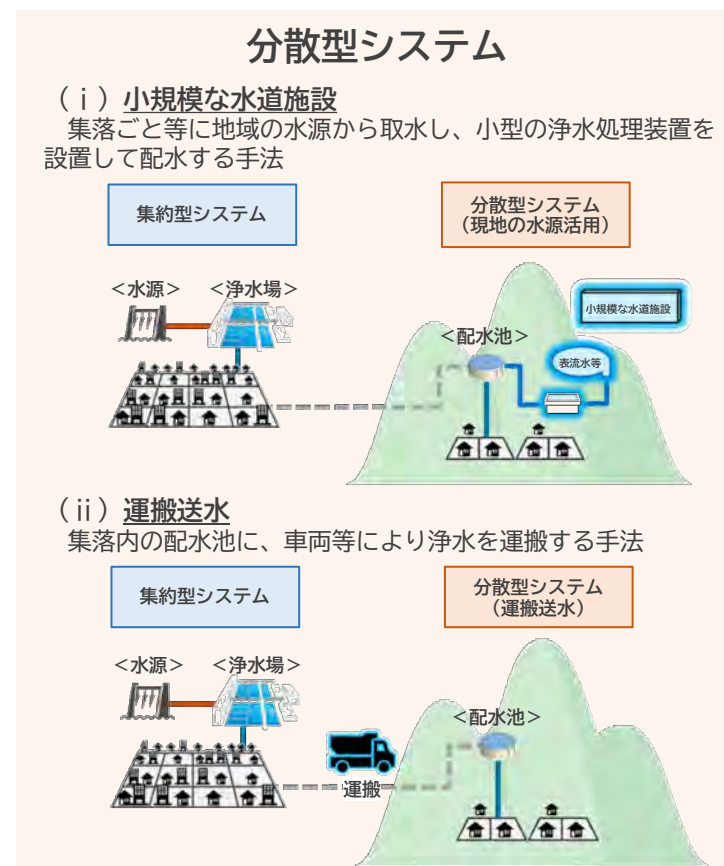
(参考) 水道事業における分散型システムの導入

- 水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う収入減少、自然災害の激甚化など厳しさを増している中で、国においては、強靱で持続可能な水道を実現するため「集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置」（下記イメージ図）を進めることが重要とされている。
- この考え方を具体化するため、国土交通省は令和8年3月、「水道事業における分散型システムの導入手引き」を策定し、水道事業者に対して分散型システム導入の考え方や検討手順を示している。

■ 集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置のイメージ図



資料：「水道事業における分散型システムの導入手引き」より抜粋



(4) 適切な汚水処理による水環境の保全

施策3-5

① 成果指標の状況

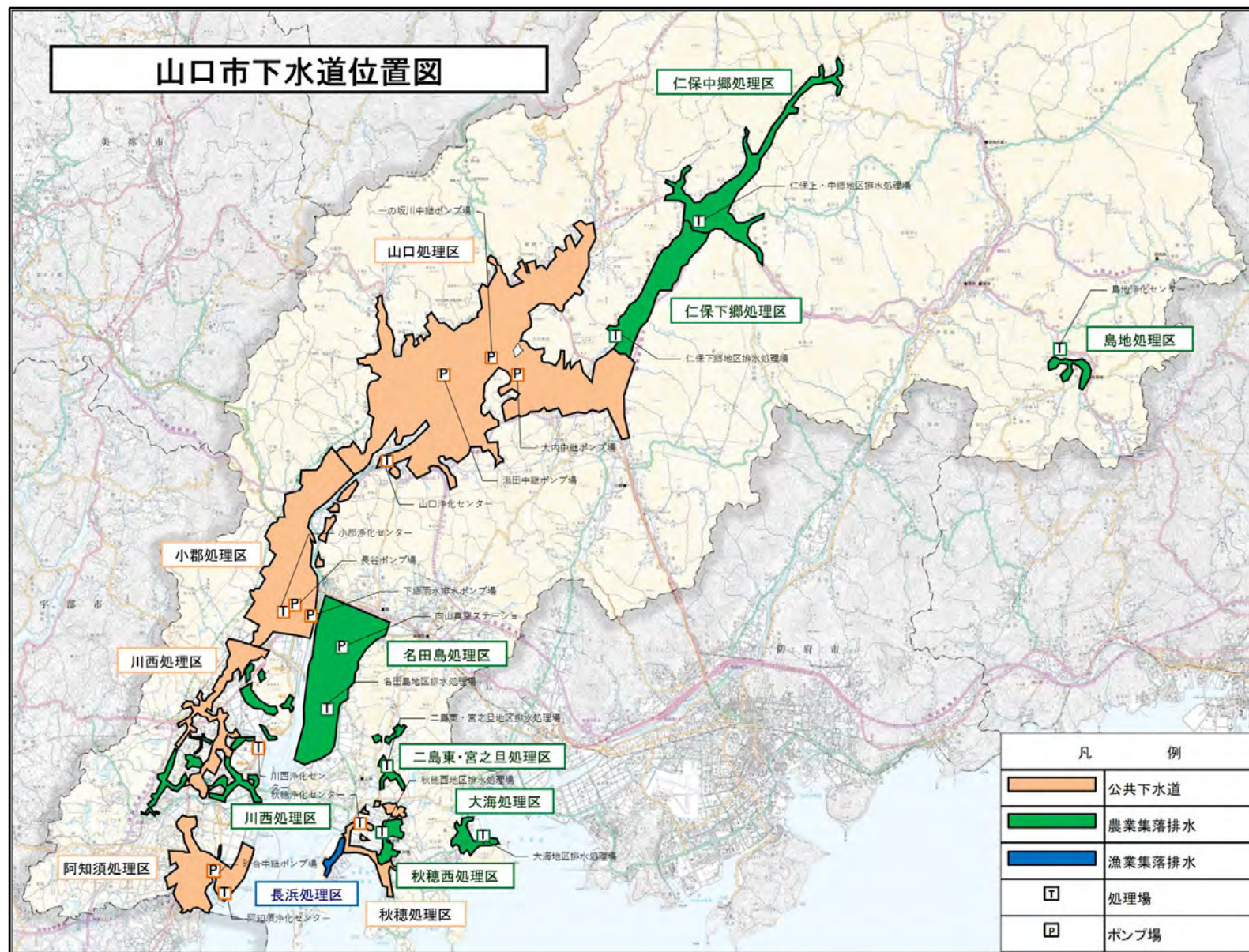
施策3-5 適切な汚水処理による水環境の保全

施 策		成果指標名	単位	基準値	実績値 (R5)	実績値 (R6)	実績値 (R7)	目標値 (R9)
基本事業								
適切な汚水処理による水環境の保全		汚水が衛生的に処理されている人の割合	%	90.9	93.3	93.6	93.6	94.0
1	下水道による適切な汚水処理	経常収支比率	%	103.2	102.7	99.4	103.4	100以上
2	合併処理浄化槽による適切な汚水処理	下水道全体計画区域外の合併処理浄化槽補助設置基数（令和5年度からの累計）	基	0	74	157	209	350

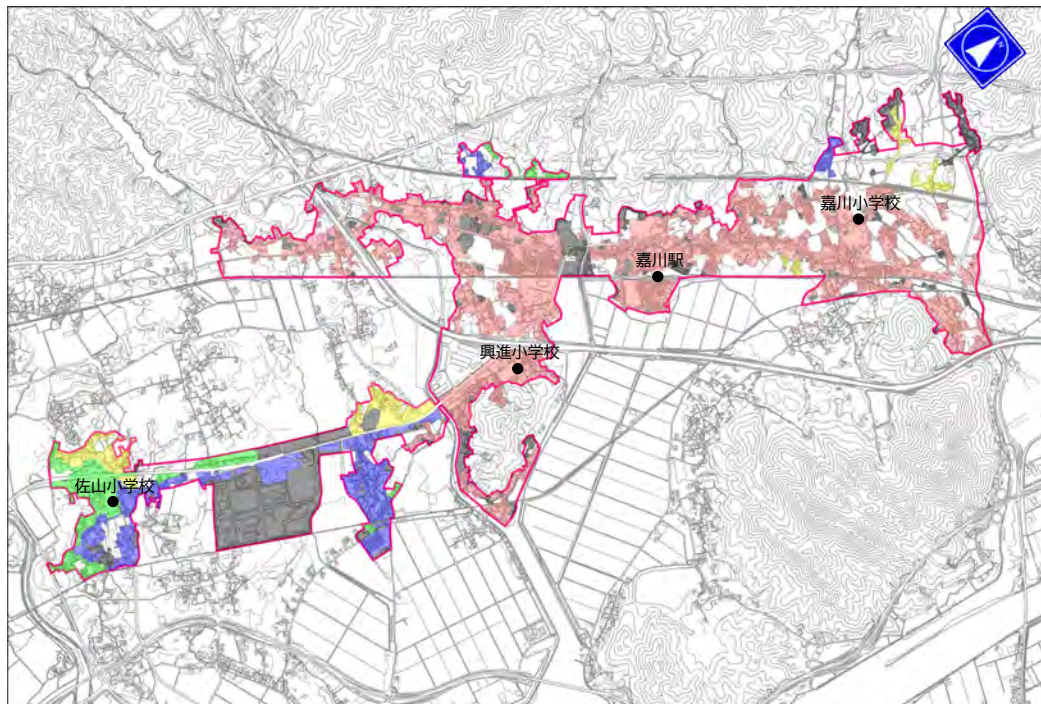
② 後期基本計画期間における主な取組

- 下水道による適切な汚水処理
 - ・ 下水道施設の計画的な維持管理及び更新
 - ・ 未普及地域における下水道整備の推進
 - ・ 持続可能な下水道事業運営の推進
- 合併処理浄化槽による適切な汚水処理
 - ・ 合併処理浄化槽設置への助成
 - ・ 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換支援

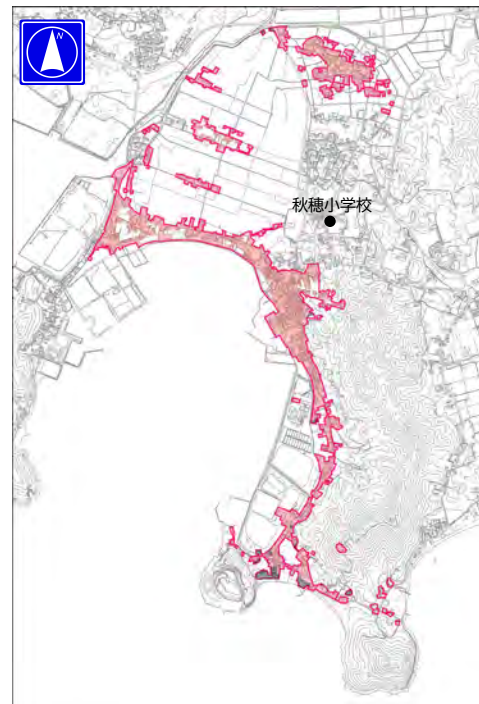
③ 公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業 計画区域図



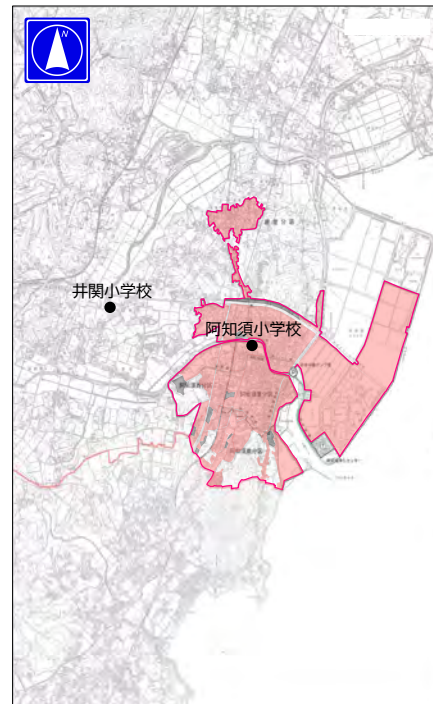
(iii) 川西処理区



(iv) 秋穂処理区



(v) 阿知須処理区



処理区全体の整備進捗率は

76.4% (令和7年度末時点)

※ 整備進捗率＝処理区域面積／全体計画区域のうち整備予定区域の面積

全国的に下水道施設の老朽化が進む中、
国の支援は維持管理や耐震化への重点化が進んでいる

- ・ 既存の構造物・設備の老朽化対応と、
居住誘導を図る地域における新たな下水道整備のバランスが重要

(5) コンパクトで暮らしやすいまちづくり 施策3-7

① 成果指標の状況

施策3-7 コンパクトで暮らしやすいまちづくり

施 策	成果指標名	単位	基準値	実績値 (R5)	実績値 (R6)	実績値 (R7)	目標値 (R9)
基本事業							
コンパクトで暮らしやすいまちづくり	調和や秩序がとれたまちになっていると思う市民の割合	%	86.3	90.4	89.8	90.8	維持
1 適正かつ合理的な土地利用の推進	用途地域内において、有効に利用されていない土地の割合	%	16.6	13.1	12.7	12.5	12.8
2 潤いのある緑環境の創出	公園が利用しやすいと思う市民の割合	%	74.9	79.7	78.5	81.0	維持
3 良好な景観の形成	景観やまちなみに満足している市民の割合	%	81.8	84.8	84.4	85.8	維持
4 中心市街地活性化の推進	商店街等通行量（イベント時）	人	54,798	38,406	40,789	38,140	52,421
	商店街等通行量（通常時）	人	31,572	29,131	26,565	27,247	36,000
	中心市街地内の人口	人	4,476	4,658	4,778	4,760	4,380
5 良好な住環境の構築	用途地域内における開発許可件数（平成20年度からの累計）	件	349	536	571	600	685
	用途地域内における開発許可面積（平成20年度からの累計）	m ²	991,293	1,599,969	1,715,703	1,798,804	1,831,693
	市が関与して解体に至った老朽危険空家の件数（10年間の累計：H30-R9）	件	0	153	179	200	200
	空家等に関する各種相談の解決率（15年間の累計：H25-R9）	%	46.4	71.1	71.0	76.9	70.0
	居住誘導区域内の公営住宅入居率（老朽住宅を除く）	%	87.9	84.7	84.7	82.2	90.0

② 後期基本計画期間における主な取組

- 山口都市核における市街地の面的な整備
 - ・ 湯田温泉ゾーンにおける道路美装化等
 - ・ 中央公園周辺の再生整備やアクセス機能の強化等
 - ・ 中心市街地アーケードのバリアフリー化、大殿大路の電線類の地中化等
 - ・ 居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成する「まちなかウォーカブル」の推進
- 小郡都市核における新山口駅周辺の整備
 - ・ 新山口駅周辺の市街地化の促進に向けた市街地再開発事業への支援
 - ・ 市道矢足新山口駅線の道路改良工事
 - ・ 新山口駅周辺における駐車環境の向上に向けた検討
- 両都市核を取り巻く住環境の向上に向けた取組（政策３以外にもまたがる各種取組）

③ コンパクトで暮らしやすいまちづくり

地域の特性に応じた適切な土地利用を促進し、日常生活に必要な機能や、安心して快適な居住環境、美しい景観等が確保されたコンパクトなまちづくりを進めている。

ア 都市計画区域と用途地域

● 都市計画制度の概要

- ・ 無秩序な開発を防ぎ、計画的な街づくりを進めるために、都市計画法に基づいて都道府県等が指定するエリア。
- ・ 本市では、約102,323haある行政区域面積のうち、阿東地域と徳地地域、仁保地域、小郡地域の真名地区を除く、約36%にあたる36,601haが都市計画区域。

行政区域	102,323ha
都市計画区域内	36,601ha
都市計画区域外	65,722ha



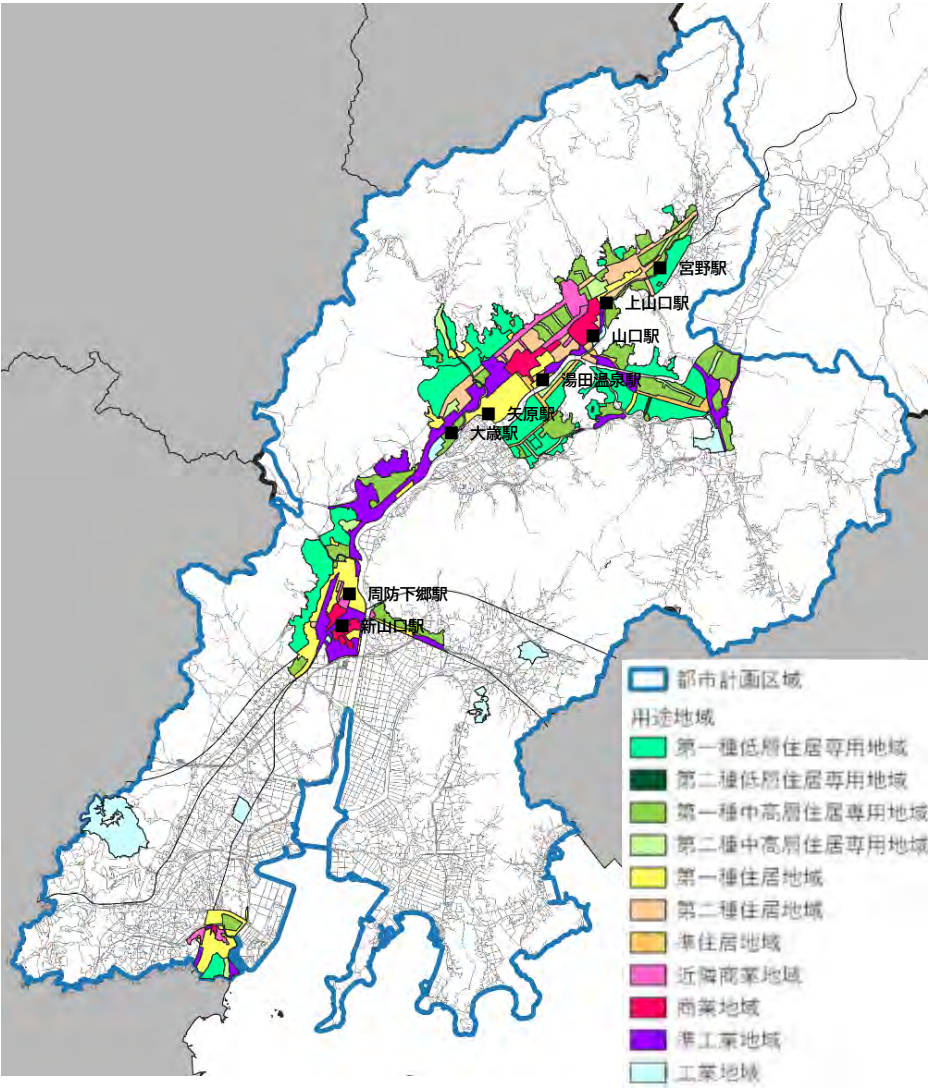
山口市都市計画マスタープランより抜粋

● 用途地域

- 都市計画区域の中で、既に市街地を形成している区域や今後市街化が見込まれる区域において、居住環境の保護や業務の利便の増進等を図るために指定。
- 用途地域は、市街地の類型に応じた建築規制等を行うもので、本市では都市計画区域(36,601ha)の約12.5%(4,566ha)に用途地域を指定している。

R8.3.31時点

		容積率	建ぺい率	高さ	面積(ha)
		(%)	(%)	(m)	
用途地域					4,566
第1種低層住居専用地域		60	40	10	466
		80	50	10	638
		80	50	12	8
		100	60	10	70
	小計				1,182
	第2種低層住居専用地域	80	50	10	4
	第1種中高層住居専用地域	200	60	—	853
	第2種中高層住居専用地域	200	60	—	174
	第1種住居地域	200	60	—	577
	第2種住居地域	200	60	—	301
準住居地域	準住居地域	200	60	—	88
	田園住居地域	—	—	—	0
	近隣商業地域	200	80	—	120
		300	80	—	48
	小計				168
	商業地域	400	80	—	191
		500	80	—	20
	小計				211
	準工業地域	200	60	—	636
	工業地域	200	60	—	372
用途白地地域	工業専用地域	—	—	—	0
					32,035



山口市コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画より抜粋

(資料)山口市都市計画課

(参考) 用途地域のイメージ図 (13種類)



第一種低層住居専用地域

低層住宅のための地域。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられる。



第二種低層住居専用地域

主に低層住宅のための地域。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられる。



第一種中高層住居専用地域

中高層住宅のための地域。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられる。



第二種中高層住居専用地域

主に中高層住宅のための地域。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられる。



第一種住居地域

住居の環境を守るための地域。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられる。



第二種住居地域

主に住居の環境を守るための地域。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられる。



準住居地域

道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域。



田園住居地域

農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域。住宅に加え、農産物の直売所などが建てられる。



近隣商業地域

まわりの住民が日用品の買い物などをする地域。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられる。



商業地域

銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域。住宅や小規模の工場も建てられる。



準工業地域

主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域。環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられる。



工業地域

どんな工場でも建てられる地域。住宅やお店は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない。



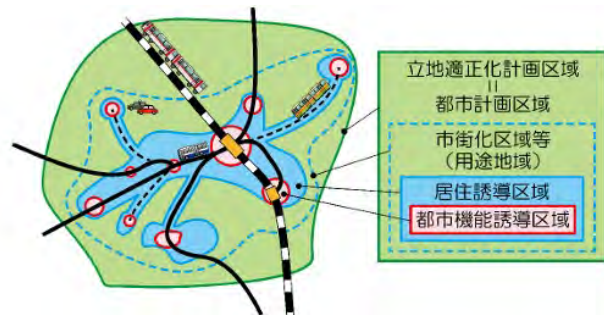
工業専用地域

工場のための地域。どんな工場でも建てられるが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられない。

国土交通省「みらいに向けたまちづくりのために」を基に作成

イ 山口市コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画（立地適正化計画）

医療・福祉・商業施設などの様々な機能を誘導する都市機能誘導区域と、これらの生活利便施設に住民が公共交通で容易にアクセスできる居住誘導区域を設定し、将来にわたり暮らしやすいまちを目指すもの。

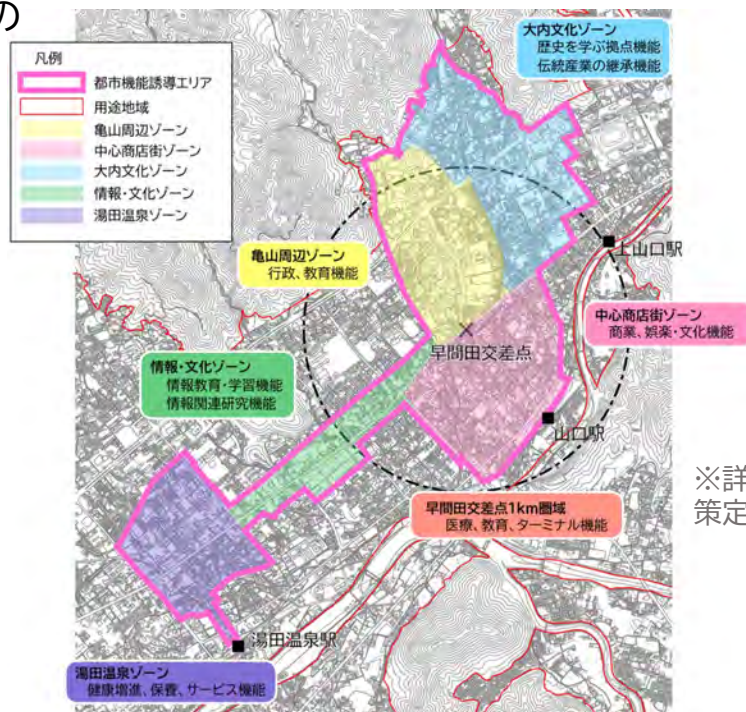


立地適正化計画制度のイメージ

● 都市機能誘導区域（都市機能誘導エリア）

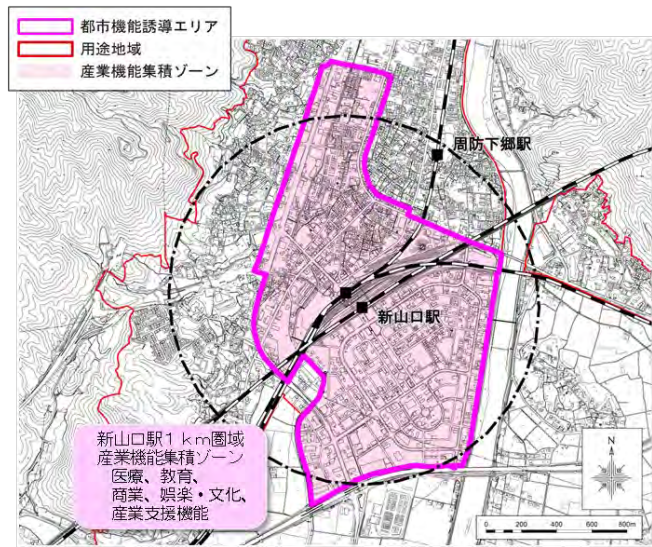
山口・小郡両都市核を中心としたエリアに、高次都市機能を維持・誘導する区域を設定し、都市機能の誘導を図っている。

山口都市機能誘導エリアと早間田交差点1km圏



※詳細な説明については、第4回策定協議会で予定しています

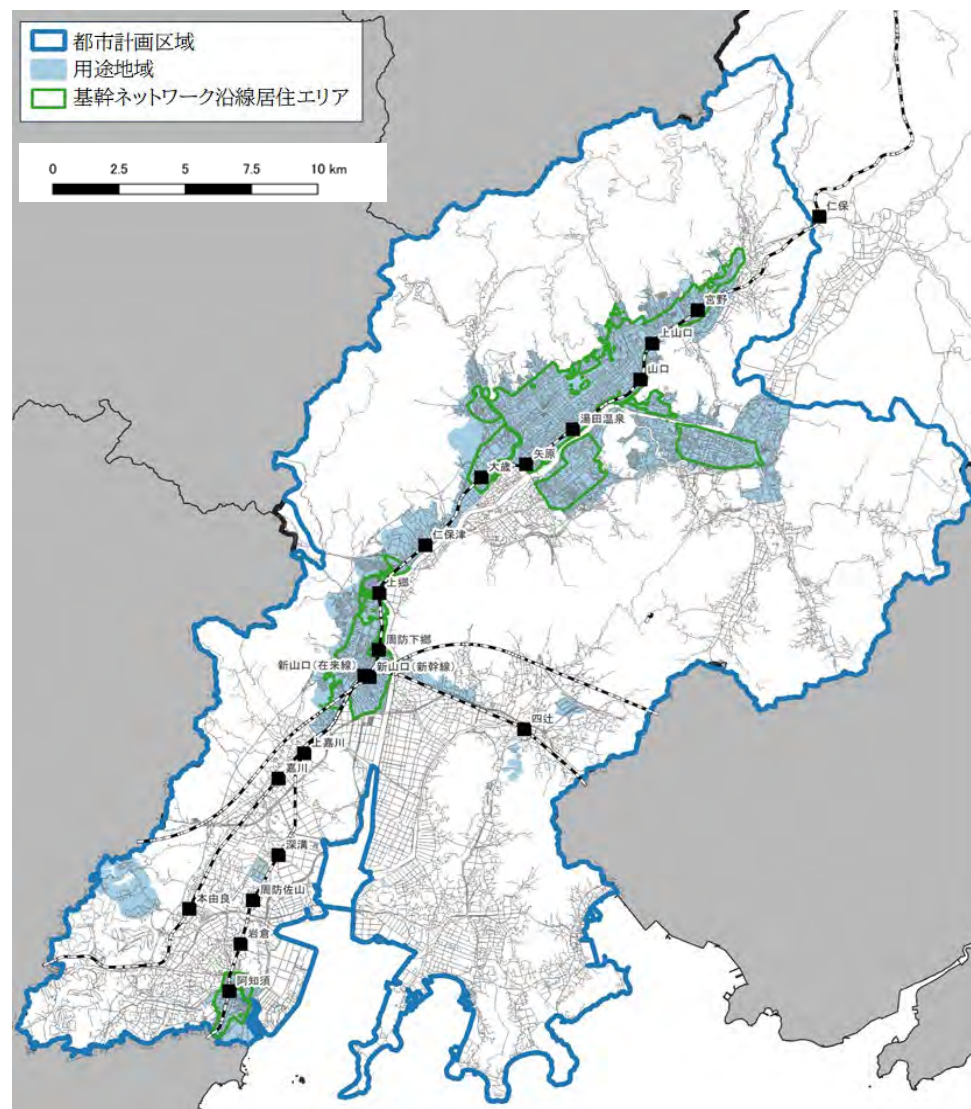
小郡都市機能誘導エリアと新山口駅1km圏



● 居住誘導区域（基幹ネットワーク沿線居住エリア）

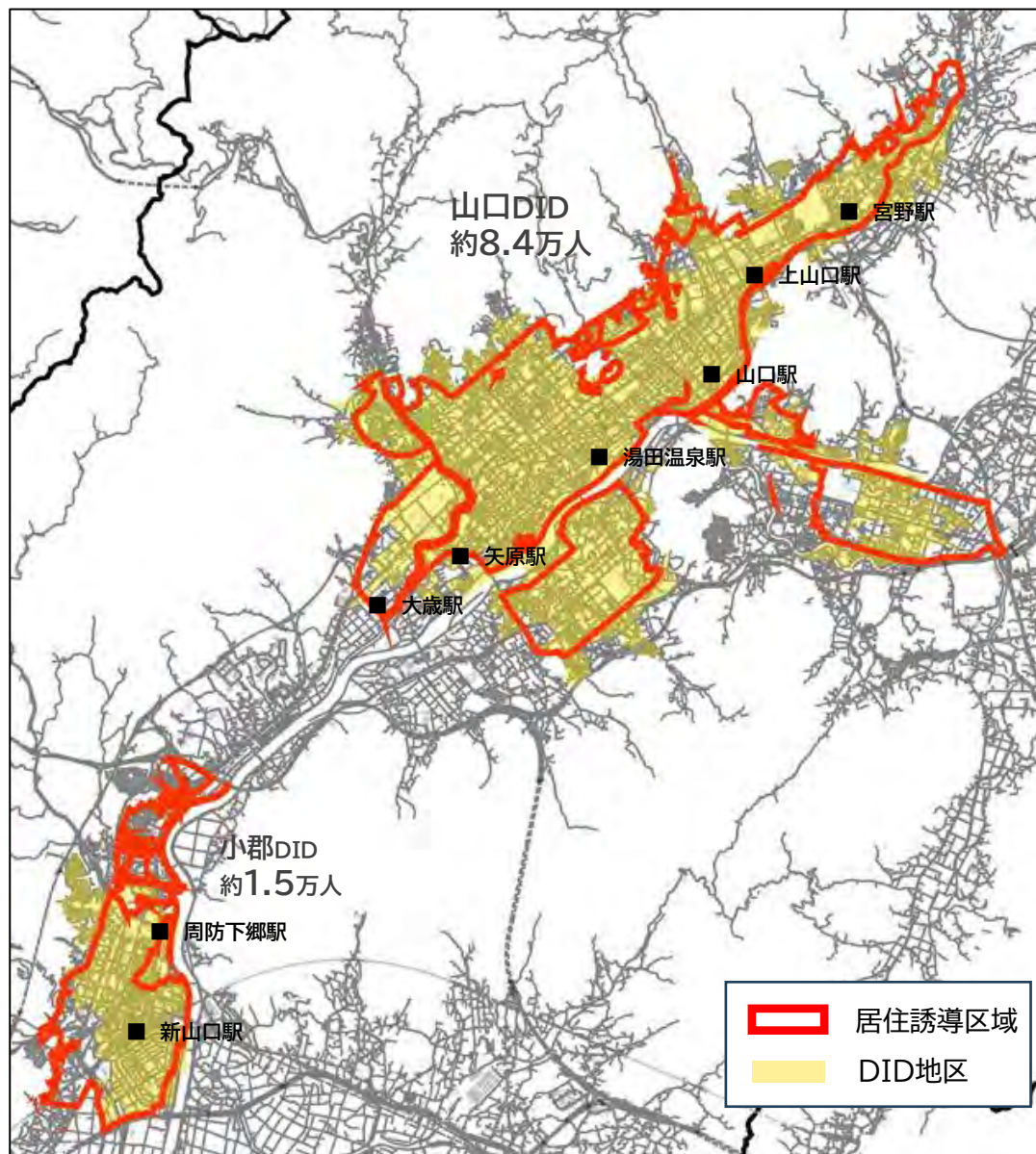
- 都市計画区域の用途地域のうち、災害リスクが低く、公共交通が利用しやすいエリアに、特に人口の集積を図る区域を設定している。
- 加えて、本市では、居住誘導区域以外においても、地域交流センターを中心とした地域拠点や幹線道路沿い等においては、生活機能の維持・集積や居住を促すこととしている。

居住誘導区域(基幹ネットワーク沿線居住エリア)



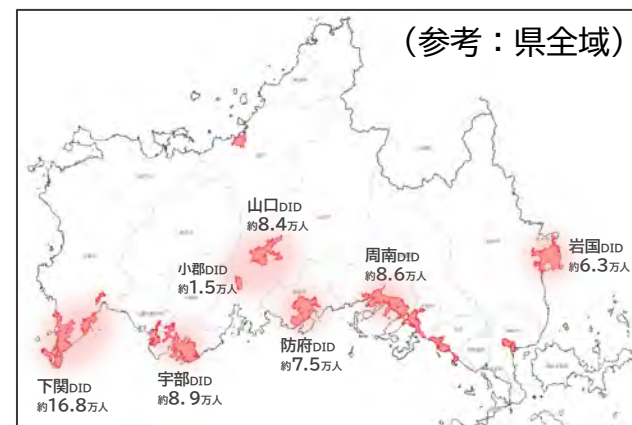
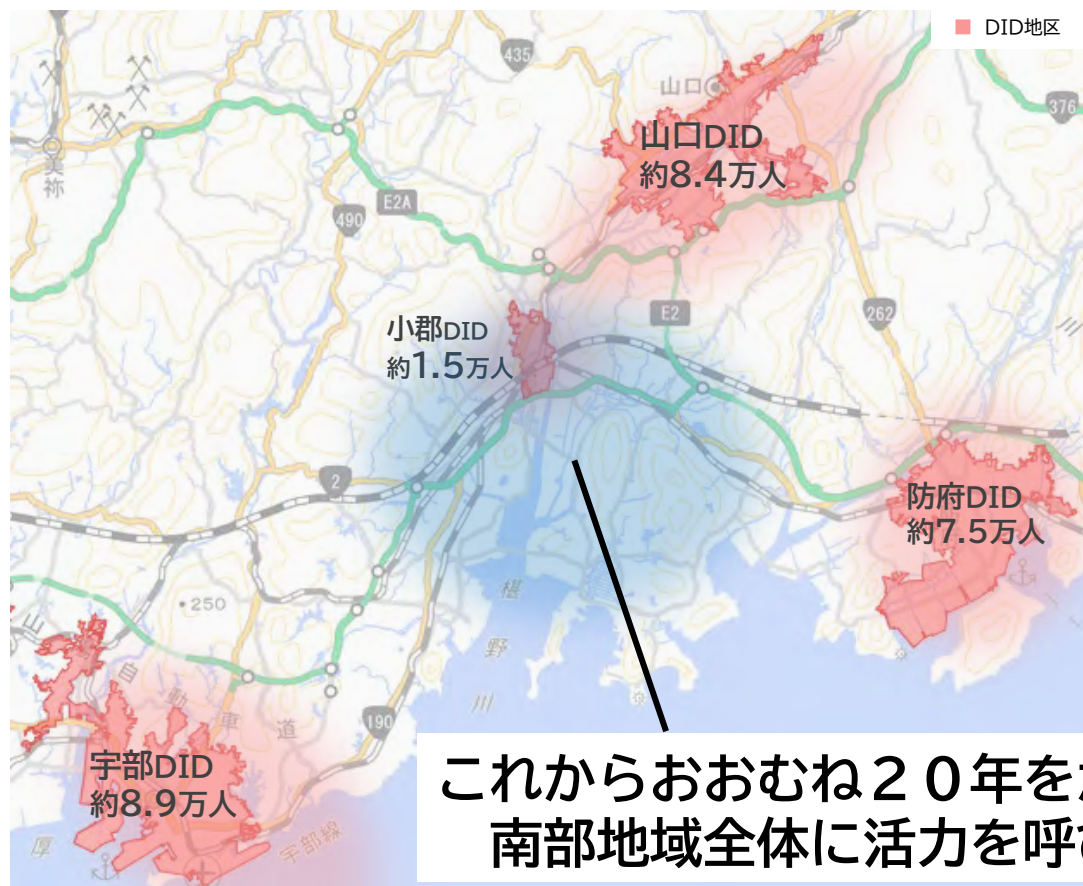
山口市コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画より抜粋

(参考)居住誘導区域と人口集中地区(DID地区)の状況

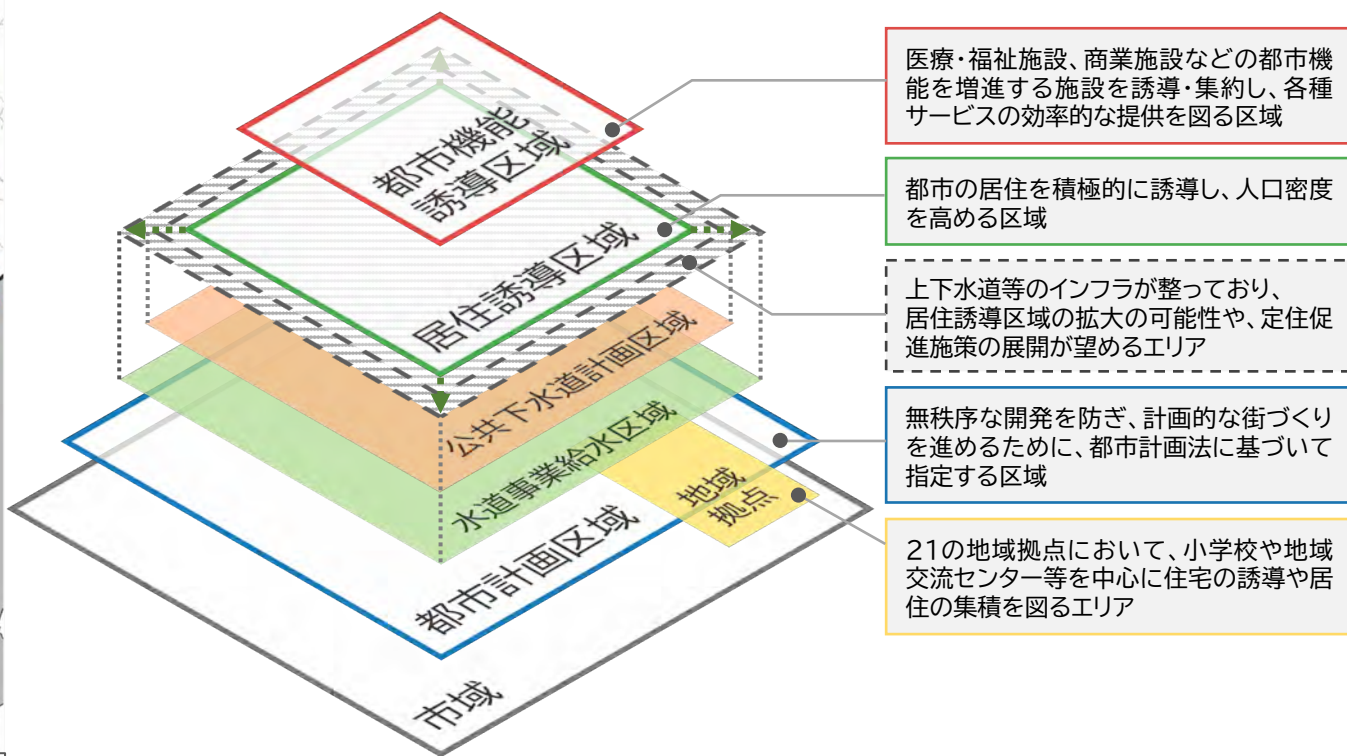
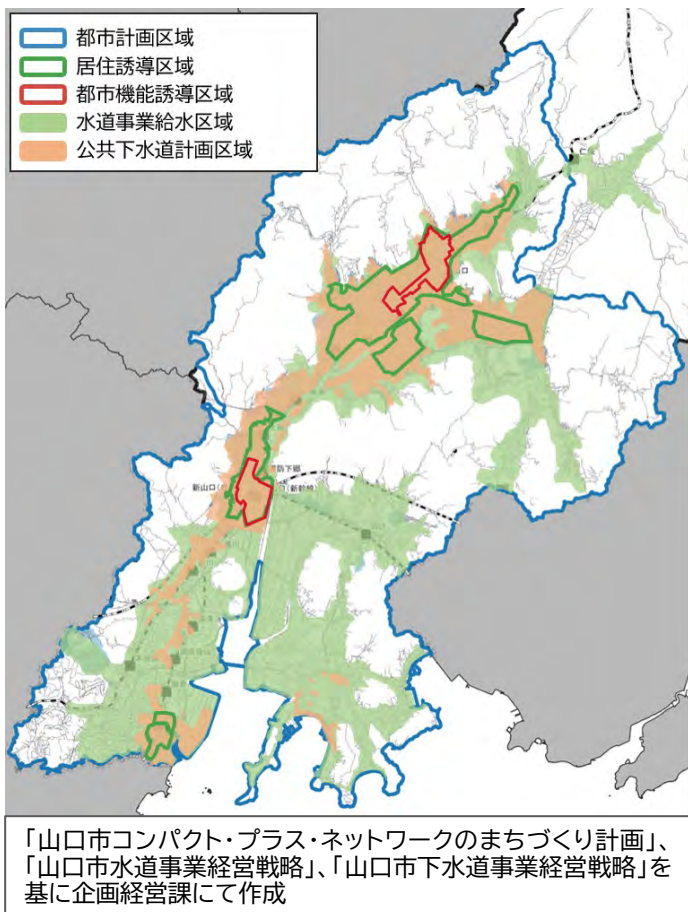


令和2年国勢調査より

(参考) 県央部エリアのD I D (人口集中地区)



④ コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの推進



山口市版立地適正化計画を基本としたコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを目指していく。

一方で、上下水道等のインフラが整っているにも関わらず、十分に活用されていないエリア、あるいは位置づけのないエリアは、積極的な定住促進施策としての都市政策が可能なエリアとなりうる。

⑤ 公園・広場等の有効活用によるにぎわいの創出

ア 中央公園の活用促進

山口オクトーバーフェストの様子



中央公園で開催されるイベントのイメージ図



芝生エリアへ常設の給排水設備や電源供給設備等を設置し、
イベント主催者側の負担の低減による利活用の促進を図っている

イ 一の坂川交通交流広場の有効活用

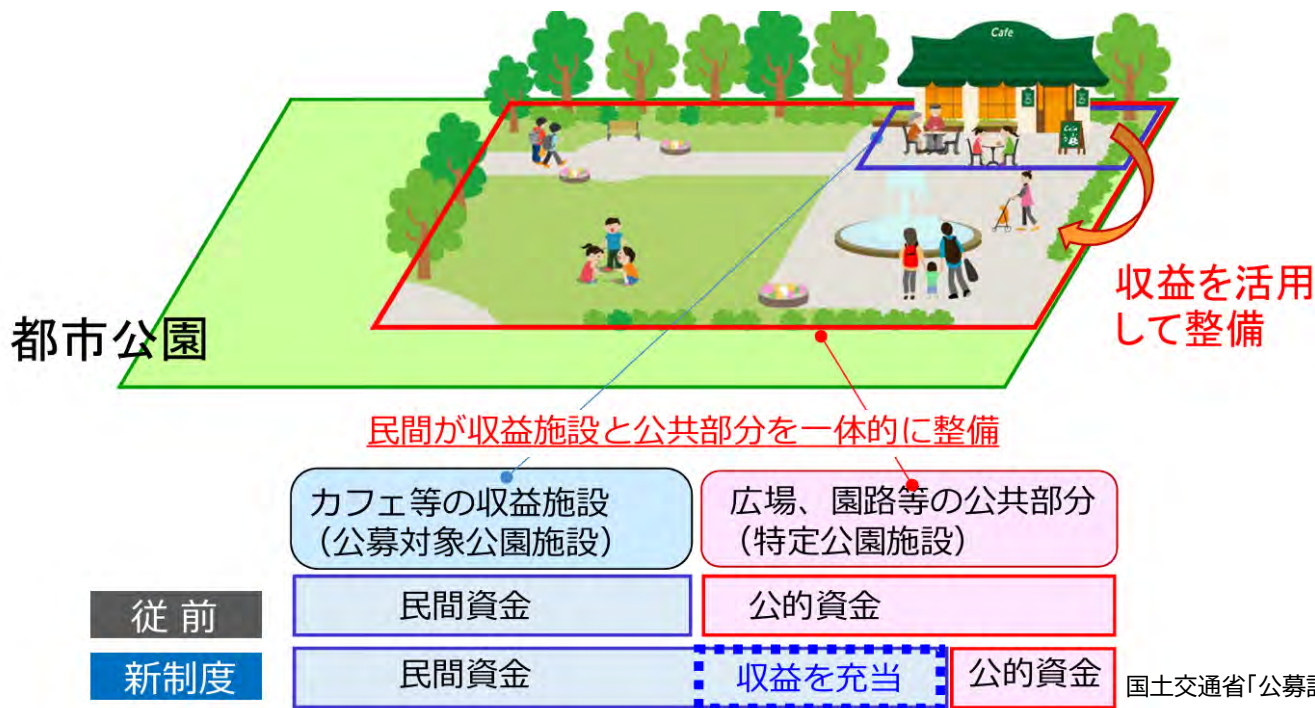
- 芝生広場を備えた「交流イベント広場」、トイレや授乳室、休憩スペース等を備えた「情報発信広場」、遊具や噴水を備えた「ふれあい広場」の3つのゾーンで構成されている。
- このうち「情報発信広場」は、現在、その利用の多くがトイレ利用に留まっている。

⇒ 日常的なスタッフの常駐、施設内での物販や情報発信、イベント開催などの社会実験を実施



ウ 「Park-PFI」など公園の魅力を更に高める取組の検討

「Park-PFI(公募設置管理制度)」とは、都市公園内に**カフェ等の収益施設の設置**と、そこで得られる収益の一部を活用した**広場・園路等の公共部分の整備・改修**等を、一体的に行う民間事業者を公募により選定する制度。



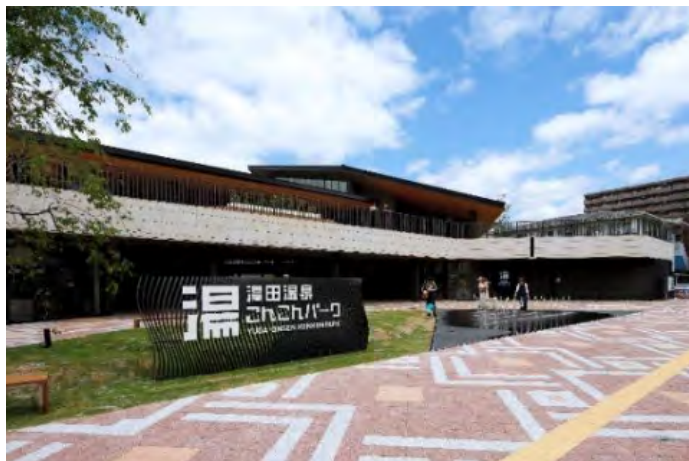
公園の魅力向上に向けて、Park-PFI制度を活用した機能誘致や、公園全体の維持管理を民間事業者等が担う「指定管理者制度」との併用について検討

(参考) 全天候型の大屋根広場を備えた公園「湯田温泉こんこんパーク」 (令和7年6月オープン)

猛暑や雨天でも子どもたちが安心して遊べるだけでなく、「イベントの雨天中止がない」という強みを生かして、年間を通じて多彩なイベントが開催されており、子育て世代をはじめとした、あらゆる世代の市民や観光客の交流が生まれている。

累計入館者数

約**33**万人
(令和8年7月末時点)



もちまきテラスからのもちまき



こんこんウォーターパーク



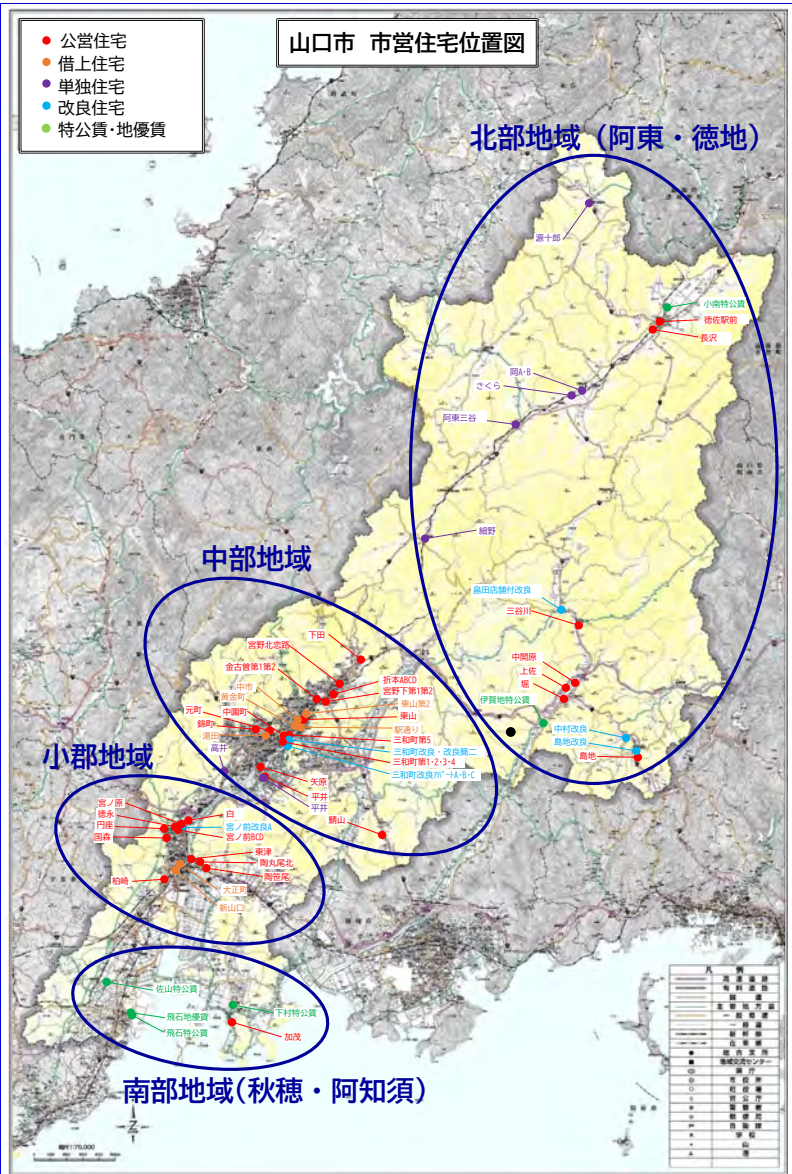
レノファ山口FCパブリックビューイング

⑥ 市営住宅
ア 市営住宅の分布状況

種別及び右記地図における表記				根拠法	対象
市営住宅	公営住宅等	公営	●	公営住宅法	住宅に困窮する低額所得者
		借上	●		
		単独	●	(なし)	
		改良	●	住宅地区改良法	住宅地区改廃事業の実施に伴い住宅を失う従前居住者 (従前居住者の退去後は一般の公営住宅として活用可)
	特定公共賃貸住宅 (特公賃)		●	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	公営住宅の入居対象外となる中堅所得者
	地域優良賃貸住宅 (地優賃)		●		公営住宅の入居対象外となる子育て世帯、障害者世帯等

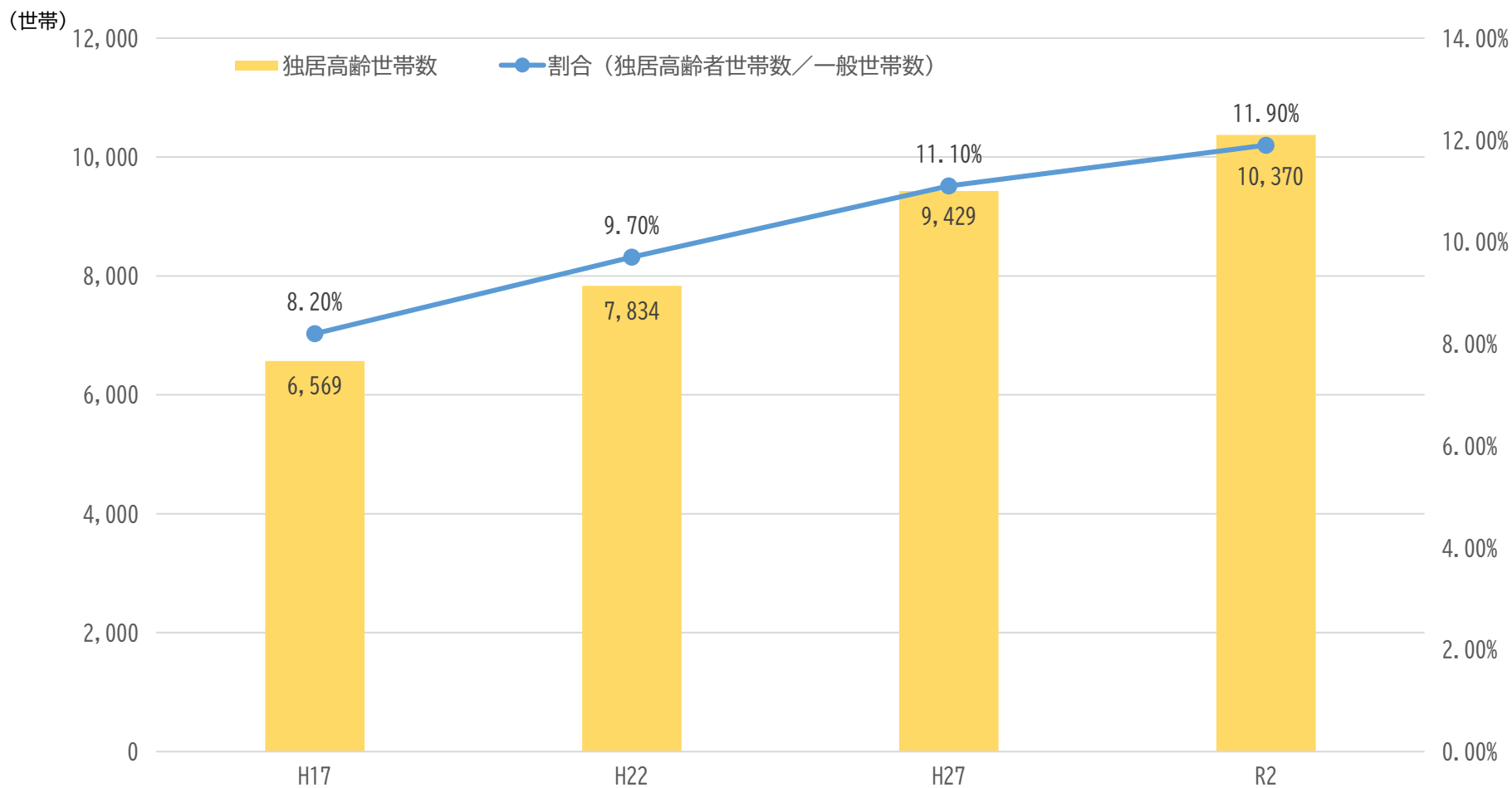
- 人口減少等を踏まえた適正な総量へ最適化するための方向性として、
- 入居者が地域コミュニティとのつながりを持ち、生活に必要なサービスを楽しむことができるよう、居住誘導区域や地域拠点形成促進区域※への集約化を図る
 - 人口構造の変化や老朽化に柔軟に対応できるような建築構造の検討
 - 建設当初の役割を概ね果たした住宅の廃止の検討

※地域拠点形成促進区域：
住宅建設等の促進による、一定の人口規模の維持を通じて、生活関連機能の維持・確保を図る区域。(地域交流センター等を中心とした概ね半径500mの範囲)



イ 高齢化の進展による市営住宅の役割の変化

独居高齢者世帯数の推移



第2回策定協議会資料（国勢調査を基に作成）

(6) 快適な道路交通網の構築

施策3-8

① 成果指標の状況

施策3-8 快適な道路交通網の構築

施 策		成果指標名	単位	基準値	実績値 (R5)	実績値 (R6)	実績値 (R7)	目標値 (R9)
基本事業								
快適な道路交通網の構築		道路の整備状況について満足であると思う市民の割合	%	78.7	78.5	77.4	78.0	83.0
		市内での車の移動が円滑であると思う市民の割合	%	73.8	77.5	78.4	78.0	78.0
1 暮らしを支える道づくり	生活道路の整備状況について満足であると思う市民の割合	%	74.6	75.0	73.2	74.4	79.0	
	歩道の整備状況について満足であると思う市民の割合	%	65.0	67.6	66.5	65.9	69.0	
2 未来につながる道づくり	幹線道路の整備状況について満足であると思う市民の割合	%	82.7	82.0	81.5	81.6	87.0	
3 道路・橋梁の維持管理	道路の破損等に起因して発生した事故件数	件	7	12	6	4	3	

② 後期基本計画期間における主な取組

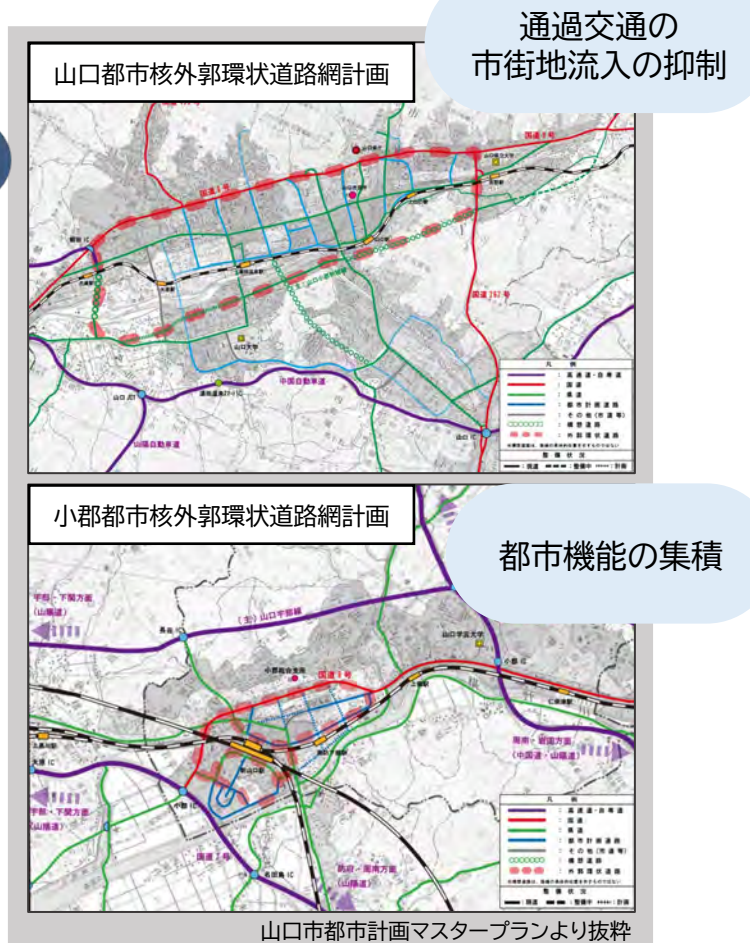
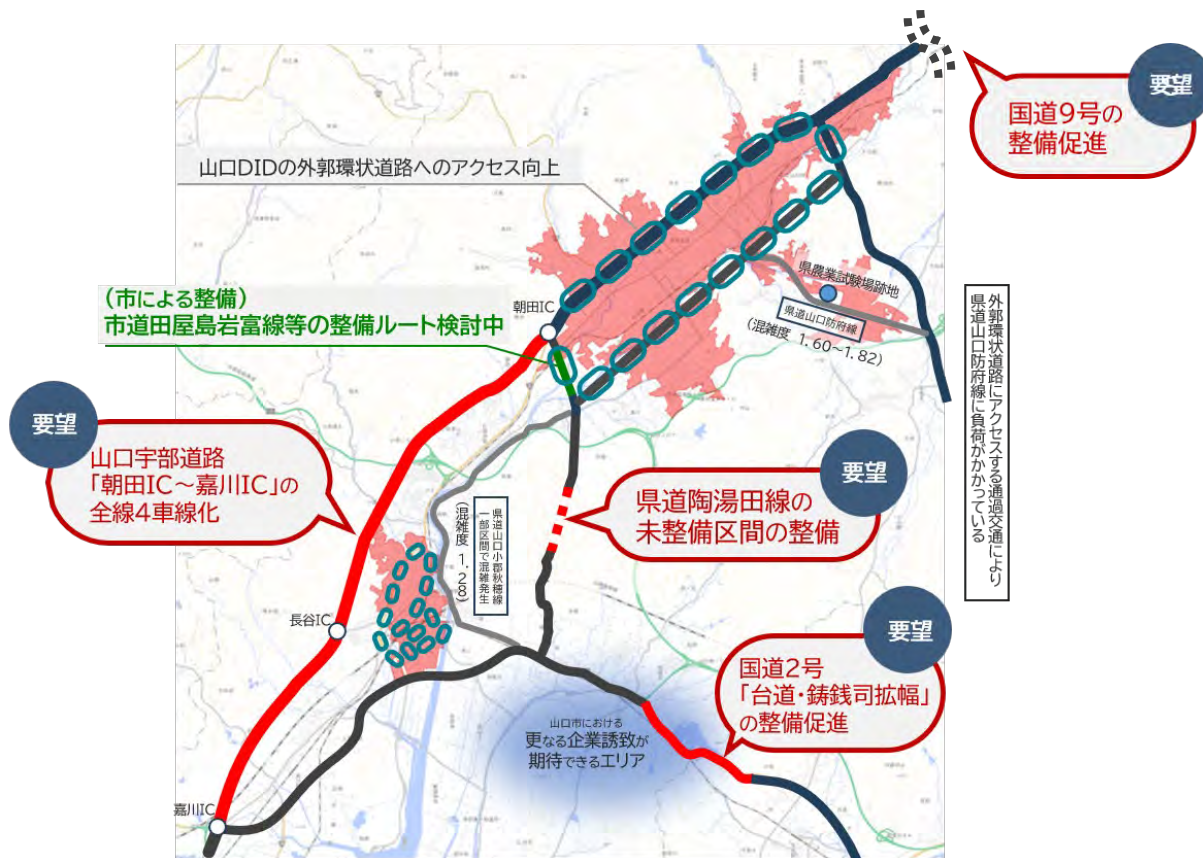
- 山口市道路整備計画に基づく市道整備
- 国道・県道等の幹線道路の整備に向けた要望活動と関連する市道の整備
- 地元要望等による市道の整備
- 都市計画道路の整備
- 誰もが安心して通行できる歩行空間を確保するための道路バリアフリー化事業の実施
- 老朽化した市道橋の長寿命化に向けた取組
- 市道や市道橋の危険・緊急を要する補修箇所の整備
- 地域における法定外公共物の整備に対する支援
- 都市再生整備計画に基づく道路の美装化やバリアフリー化、誘導サインの設置、照明施設の整備等

③ 広域的な幹線道路の整備

広域化した市域を連携する広域幹線道路網(国道、主要地方道)のより一層の充実や、広域交通拠点と連携した幹線道路の整備を図ることにより、市域全体での活力維持・向上を図る。

山口・小郡両都市核を中心とした市街地の骨格や外郭を形成し、環状機能を有する道路の整備促進を図ることにより、都市集約拠点内への機能の集約化と都市環境内での都市活動の円滑化を図る。

ア 幹線道路整備に対する現時点の国・県への要望



引き続きの要望活動に加え、関連する市道整備や沿線の土地利用について検討を進める

イ 災害に強い道路ネットワークの確保に向けた国道9号整備に対する要望

国道9号の一部区間は、大雨時の通行規制や観光シーズンを中心に発生する交通混雑などにより、地域の経済活動や市民生活に大きな影響が生じている。

また、トンネルの老朽化も顕著であるため、災害に備えた国土の強靱化や地域経済の活性化に向けて、早期に道路改築を進めていく必要がある。

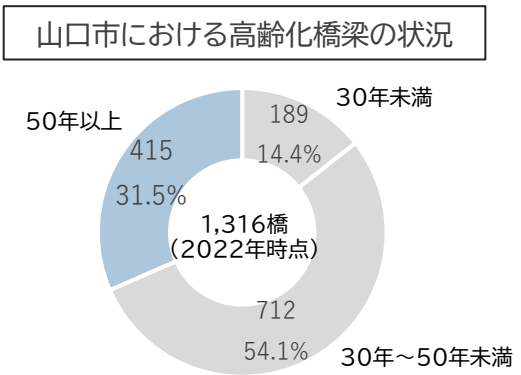
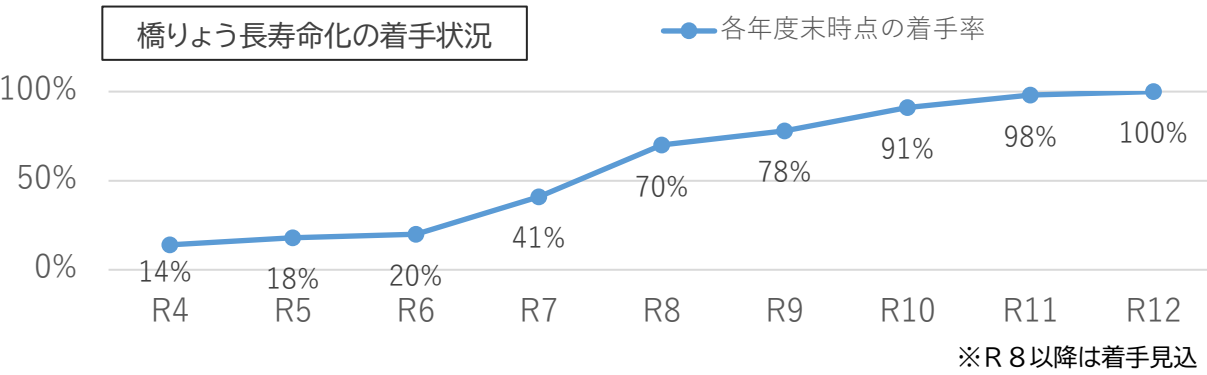


今後の事業の流れ

令和8年度取組



④ 老朽化する市道橋への対応



(参考) 道路施設の集約・撤去ガイドライン (国土交通省)

国の示す方向性

国土交通省「道路施設の集約・撤去ガイドライン」から引用

- 老朽化対策を効率的・効果的に進めていくために、各道路管理者において橋梁長寿命化修繕計画を策定し、従来の事後保全から予防保全への転換が図られつつあるが、老朽化対策として充当できる財源確保が課題となっている。
- 一方で、建設時からの時間経過とともに、土地利用の変化や周辺人口の減少に加え、周辺道路網が整備されたこと等により、利用交通量が著しく減少している道路橋も散見される。
- 厳しい財政状況の下、財源確保が課題となっている中においては、道路橋の老朽化対策の一つとして、地域の実情や利用状況に応じて集約・撤去を選択肢とすることが、一時的な負担が生じたとしても、長期的な視点で見た際には有効な手段となりうる。

基礎データの収集・整理

- 管理橋梁の健全性(点検結果)、路線特性、利用状況、迂回路、周辺環境等の情報を収集・整理する



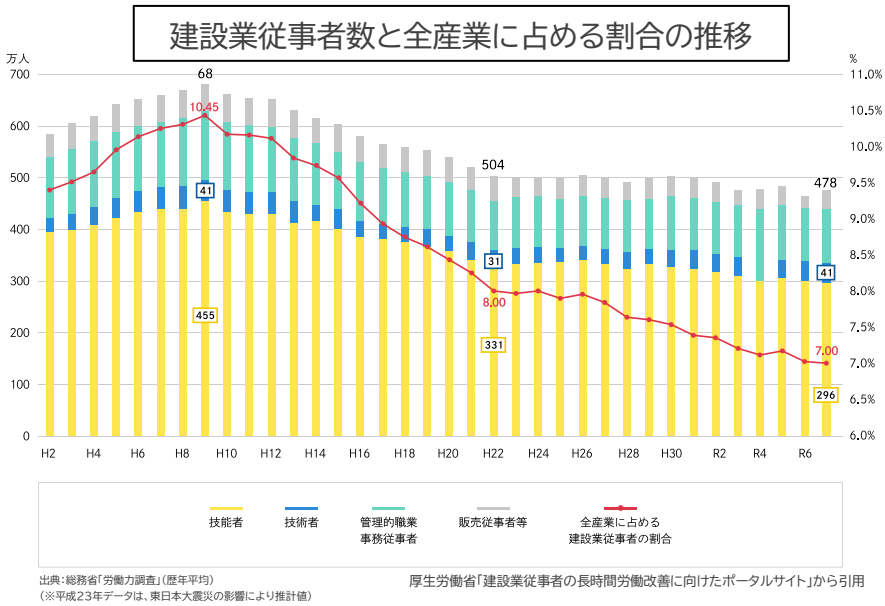
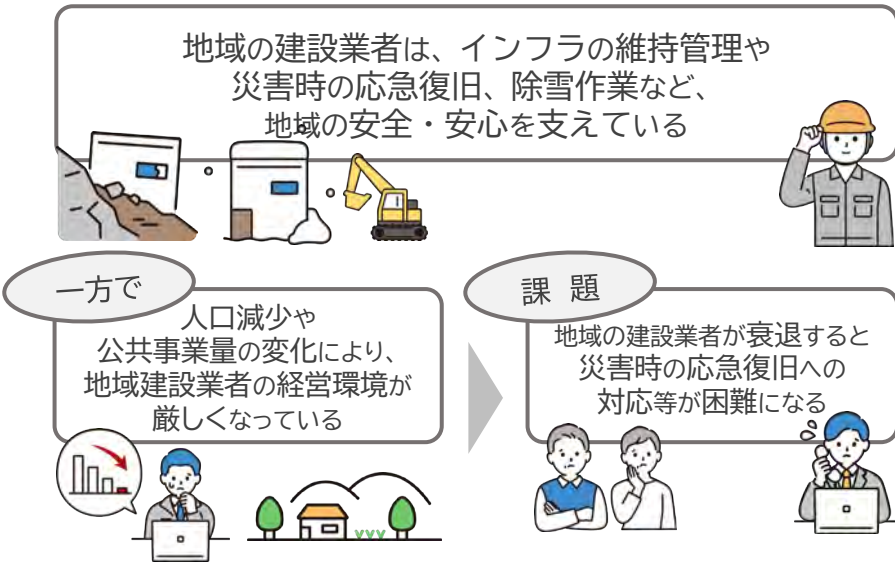
集約・撤去対象候補の抽出

- 収集・整理した基礎データをもとに、集約・撤去対象候補を抽出する指標、基準(方針)を検討し、対象候補を抽出する



国では、橋梁やトンネルなどの主要な道路施設について、将来の人口減少や利用状況の変化を踏まえた施設の「集約・再編等」をはじめとした「ストック量の適正化」の取組を推進されている。

⑤ 地域インフラを支える人材確保への対応



地域の安全・安心を守るために、

地域防災力の確保

- ・ 災害時の迅速な応急対応
- ・ インフラ維持管理体制の維持

地域産業の維持・確保

- ・ 地元企業の受注機会確保
- ・ 技術・人材の継承

が求められる。

(参考) 地域活力型指名競争入札 (山口県)

山口県が発注する建設工事のうち、地域に密着した工事は、地域内の業者に限定して指名する「地域活力型指名競争入札方式」を平成26年から導入。

災害応急対応など、地域社会の維持を担う建設業者の受注機会を確保し、地域の安全・安心の確保や活力の向上を図ることを目的としている。

対象となる工事

6千万円未満の土木工事

かつ

地域に密着した工事で高度な技術を要しないもの

指名業者の選定

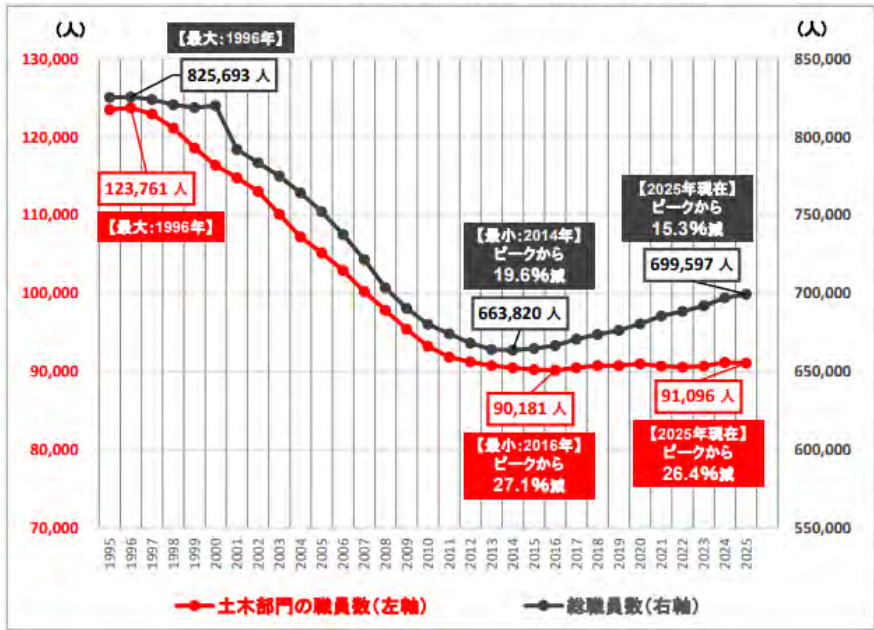
原則旧市町村単位を対象

原則5社以上を指名

(参考) 地域インフラ群再生戦略マネジメント (群マネ)

地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)とは、自治体がそれぞれ単独で行ってきたインフラ(道路・河川・公園・上下水道など)の維持管理を、「群(グループ)」としてまとめてマネジメントする取組。人員や技術力が限られる中でも、効率的・効果的にインフラメンテナンスを行うことを目的としている。

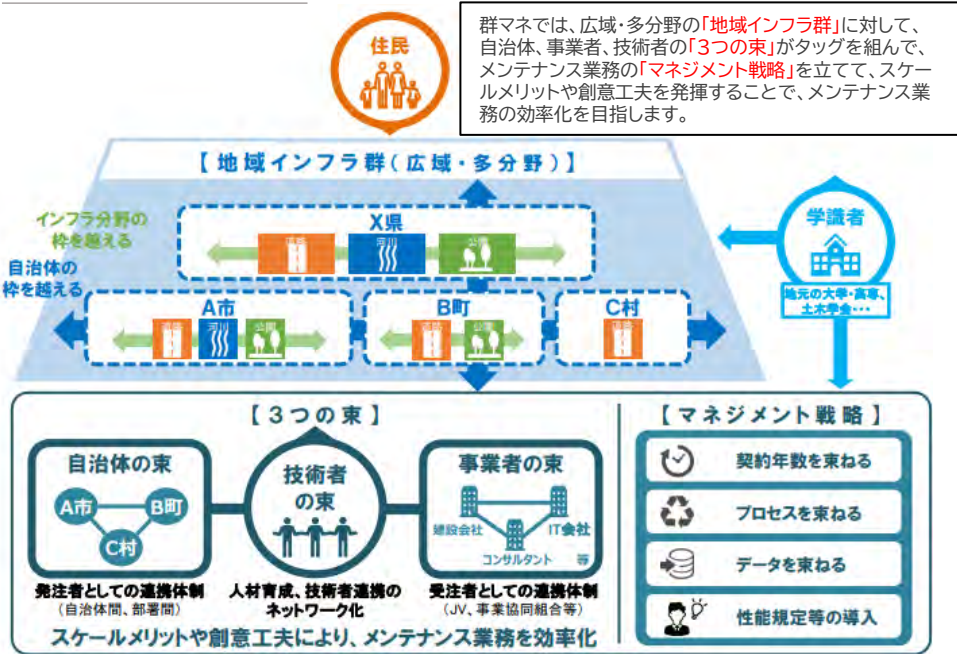
＜市区町村における部門別職員数の推移＞※1



国土交通省作成資料から引用

※1: 地方公共団体定員管理調査結果(R7.4.1時点)より国土交通省作成。
なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。

群マネの概念



国土交通省「群マネの手引きVer.1」から引用

人口減少により、官民双方の技術職員が減少する中であっても、安全で快適な道路網を確保するための取組が必要という国の方向性が示されている。

Ⅲ 今後の予定

1 今後の議事内容について

報告内容や発表委員は、変更となる可能性があります。

- | | |
|--------------------|--|
| 第1回（令和8年7月8日（水）） | ・「（仮称）ずっと元気な山口プラン」（次期山口市総合計画）の策定方針について |
| 第2回（令和8年8月19日（水）） | ・人口動態等
・まちづくりの状況（子育て・健康福祉分野）
・各委員からの話題提供 長谷川 委員（地域福祉）、藤井 委員（子育て） |
| 第3回（令和8年9月28日（月）） | ・まちづくりの状況（安全安心・環境・都市分野）
・各委員からの話題提供 白石 委員（都市建築・環境(GX)）、柴田 委員（メディア） |
| 第4回（令和8年10月23日（金）） | ・まちづくりの状況（広域県央中核都市づくり、安全安心・環境・都市分野）
・各委員からの話題提供 坂本 委員（防災）、鈴木 委員（交通） |
| 第5回（令和8年11月20日（金）） | ・まちづくりの状況（教育分野）
・各委員からの話題提供 佐藤 委員（教育・障がい者福祉）、野中 委員（公募） |
| 第6回（令和9年1月14日（木）） | ・まちづくりの状況（文化・スポーツ分野）
・各委員からの話題提供 桑原 委員（文化）、渡部 委員（スポーツ） |
| 第7回（令和9年2月4日（木）） | ・まちづくりの状況（産業分野）
・各委員からの話題提供(2人) |
| 第8回（令和9年3月8日（月）） | ・まちづくりの状況（個性と安心の21地域づくり、協働分野）
・各委員からの話題提供(2人) |
| 第9回（令和9年4月） | ・まちづくりの状況（観光分野）
・各委員からの話題提供(2人) |
| 第10回（令和9年5月） | ・まちづくりの状況（行政分野）
・骨子案について
・各委員からの話題提供(2人) |
| 第11回（令和9年11月） | ・素案について |
| 第12回（令和10年1月） | ・最終案について |
| 令和10年2月上旬 | 答申 |

2 次期総合計画策定のスケジュール

スケジュールは変更となる可能性があります。

